

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 2 号 ＞

平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成26年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

### 開会の日時

年月日 平成26年10月 3 日 金曜日  
 開 会 午前10時 4 分  
 散 会 午後 4 時24分

### 場 所

第 1 委員会室

### 議 題

- 1 乙第 9 号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 2 乙第10号議案 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第11号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
- 4 乙第12号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第22号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 乙第23号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 乙第24号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 8 請願第 1 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第68号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第129号、同第130号、同第134号、同第136号、陳情第 3 号、第24号、第40号、第42号の 2、第43号、第66号の 2、第67号、第68号及び第81号

- 9 閉会中継続審査・調査について  
 10 審査日程について（追加議題）

---

**出席委員**

|      |     |     |    |
|------|-----|-----|----|
| 委員長  | 上原  | 章   | 君  |
| 副委員長 | 砂川  | 利勝  | 君  |
| 委員   | 座喜味 | 一幸  | 君  |
| 委員   | 新垣  | 哲司  | 君  |
| 委員   | 仲村  | 未央  | さん |
| 委員   | 崎山  | 嗣幸  | 君  |
| 委員   | 玉城  | 満   | 君  |
| 委員   | 瑞慶覧 | 功   | 君  |
| 委員   | 玉城  | ノブ子 | さん |
| 委員   | 儀間  | 光秀  | 君  |
| 委員   | 喜納  | 昌春  | 君  |

委員外議員 なし

---

**欠席委員**

なし

---

**説明のため出席した者の職・氏名**

|           |     |    |   |
|-----------|-----|----|---|
| 農林水産部長    | 山城  | 毅  | 君 |
| 流通・加工推進課長 | 宜野座 | 葵  | 君 |
| 糖業農産課長    | 西村  | 真  | 君 |
| 農地農村整備課長  | 植田  | 修  | 君 |
| 水産課長      | 新里  | 勝也 | 君 |
| 商工労働部長    | 下地  | 明和 | 君 |
| 情報産業振興課長  | 仲榮  | 眞均 | 君 |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 労働政策課長           | 伊集直哉君 |
| 保健医療部健康長寿課精神保健班長 | 城間敦君  |
| 文化観光スポーツ部長       | 湧川盛順君 |
| 観光振興課長           | 前原正人君 |

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第9号議案から乙第12号議案まで及び乙第22号議案から乙第24号議案までの7件、請願第1号、陳情平成24年第81号外41件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、平成26年第5回沖縄県議会定例会の議案書に基づき説明させていただきます。

議案書42ページをお開きください。

乙第9号議案沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例であります。

43ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、農業基盤整備促進事業及びため池等整備事業の施行に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける者から徴収する分担金の徴収根拠を定めるほか、土地改良事業の種別の変更及び廃止並びに分担金に係る比率の変更を行う必要があるためであります。

それでは、議案の概要について別にお配りしております乙号議案説明資料において御説明いたします。乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、(1) 農業基盤整備促進事業及びため池等整備事業に係る分担金の徴収根拠を定めるほか、土地改良事業の種別の変更及び廃止並びに分担金に係る比率の変更を行います。(2) この条例は公布の日から施行し、改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、平成26年度分の分担金から適用します。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 分担金の比率の変更は、実際にどの部分に変更になりますか。

○山城毅農林水産部長 別資料1ページをごらんいただきたいと思います、下の表に現行と改正後ということで示してございます。まず一番上ですが、国のほうで、かんがい排水事業を水利施設整備事業に名称変更いたしました。この補助率はそのままで。畑地帯総合土地改良事業とほ場整備事業も統一して農地整備事業に名称変更したということです。それから、一般農道整備事業は名称変更と比率の変更がございまして、事業名称が通作条件整備事業に変わり、100分の10から100分の7.5に変わっています。それから、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農地開発事業、草地開発事業は事業廃止ということで削除としています。それから、農地保全整備事業については事業が細分化されておりまして、農地保全整備事業の中で侵食防止工事とあわせ行うものの2つに分類しまして、侵食防止工事が100分の10、あわせ行うものが従来どおりの100分の12.5としています。それから、干拓事業も事業廃止ということで削除しています。そして新設追加されたもので、農業基盤整備促進事業が100分の10、新設追加のため池等整備事業が100分の9という内容でございます。

○仲村未央委員 比率の変更ですが、受益者負担という考え方のもとに一例えば、これまでの一般農道整備事業が通作条件整備事業ということで名称変えになった部分で、実際には負担が低くなるということになりますよね。100分の10から100分の7.5となる、この理由は。つまり、考え方そのもの、負担の求め方自体は変わっていないわけですよね。負担の求め方の一具体的な割合が変わるのはどういう考え方なのですか。

○植田修農地農村整備課長 これについては、名称変更とあわせて比率の変更

をさせていただきます。御質疑の比率の変更については、国の補助率が80%から85%ということで、国の補助分が5%多くなっております。この条例の分担金と申しますのは、国と県の補助分を差し引いた残りの分について上限値を定めておりますので、国の補助率が上がった分、地元負担は少なくなるという形で補助率の変更になっております。

○仲村未央委員 国の補助事業としての負担分が上がったということは、県の負担分はどうなっているのですか。つまり、国、県、地元、受益者という場合の負担割合についてお尋ねいたします。従来幾らで、新規幾らですか。

○植田修農地農村整備課長 国の補助率のほか、県の補助率については、基本は残りの分について折半という形でございますので、考え方等は変わっておりません。

○仲村未央委員 国の補助率が上がったのは、それだけその事業に対する投資のあり方がそこに誘導しているといいますか、それなりに事業の重要性が高まったということで国の補助事業の負担額の見直しなのですか。

○植田修農地農村整備課長 基本的にはそういうことだと理解しております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 補助率の関連なのですが、まずこの改正後の補助率が出ていますが、県及び地元分の負担と、離島におけるかさ上げ分、それらがこれでは明確にされていないのではないかと。これはどうするのか。後退するようなことはないのか。

○植田修農地農村整備課長 地元負担の補助率の関係、それと離島等のかさ上げ等についての御質疑だと理解しておりますが、ここの分担金徴収条例で定めております率と申しますのは、国と県の補助を除く比率について上限値を定めております。離島等のかさ上げにつきましては、先ほど申しました、基本は県が折半にプラスアルファをして持ちますので、ここで表示している地元負担の表現の仕方でございますが、例えば、農地整備事業の100分の12.5以内という表現をしておりまして、県の負担が離島かさ上げ等でふえるとこの部分は12.5

より減ってくるという形になります。その関係で、上限値を定める形で条例には書いておまして、離島のかさ上げ分等についてはこれまでどおりにさせていただくという形で、これについては変更になっておりません。

○座喜味一幸委員 条例事項ではない、今言っている離島割り増し分等の予算は制度上どういう定めになるのですか。年々での予算措置なのか、何かで規定されて離島への軽減措置がされているのか。

○植田修農地農村整備課長 今説明してまいりましたのは、条例の関係で定めている上限値の話です。議員から御質疑がありました、離島かさ上げ等を含めた形で定めたものはないのかということについては、この条例の規則がありまして、その部分の中で離島かさ上げ等についてはこの割合になるということで、県のかさ上げ分を差し引いた、減る形の数値を定めています。

○座喜味一幸委員 具体的に、かんがい排水事業が水利施設整備事業になったのですが、その規則では、本島分、過疎離島分はどのような数字になるのですか。

○植田修農地農村整備課長 従来のかんがい排水事業は名称が変わりまして水利施設整備事業になっていますが、沖縄本島分で申しますと100分の9になります。離島については離島かさ上げが5%ありますので、100分の4.5でございます。

○座喜味一幸委員 それからもう一点、一般農道整備事業が通作条件整備事業になりました。この農面農道というものはなぜ消えたのですか。

○植田修農地農村整備課長 年度については、今手元に細かい資料を持っておりませんので、平成22年当時ぐらいたと理解しておりますが、揮発油税関係の措置で農道事業というものが出てきた経緯がありました。その関連で、その制度そのものがなくなったということで、議員よく御存じのとおり農面農道と言っておりましたが、現在は通作条件という状況で、従来的一般農道と申しておりました内容のものについて、補助率を国が5%かさ上げする形でさせていただいているという状況です。

○座喜味一幸委員 もう一点。通作条件整備事業は、一般農道等については地

域の農村部においては大変重要な道路の整備事業でありました。それが通作条件整備事業という事業名になったということは、今までの公共的な道路の整備水準が畑に行くだけの道路になったというイメージになるけれども、その整備のレベルがどうなったのか教えてください。

○植田修農地農村整備課長 農面クラスとといいますか、いわゆる基幹農道的な一従来でいいますと、県でいえば土木建築部等がやる基幹的な道路について、制度としては農林水産部側のものははっきり申しますとなくなってきています。それに対して、一般農道という一今委員がおっしゃったのでその言葉で申しますが、地域幹線とといいますか、地域間を結ぶような基幹はなくなりましたが、地域内での幹線的な一般農道クラスはございます。通作条件と言っているのは、それをベースにしてさらにきめ細やかな農道までできるということで、一番上のクラスはなくなりましたが、中間的なクラス以下が十分できるようになっています。

○座喜味一幸委員 通作条件整備事業の道路の整備というのは、農家のみならず公共的な受益効果も非常に大きい。したがって、地元農家への負担は原則としてあってはならない。あったとしても、市町村、県、国で本来持つべき事業だが、残りの7.5について地元市町村の負担状況はどうなっているか教えてください。

○植田修農地農村整備課長 残る地元負担については、全て県内の市町村が持っておりまして、農家についての負担はございません。

○座喜味一幸委員 最後に1点。条例改正等で、県全体の中で行政改革だとか、財源等の問題で、補助残の部分は地元負担率を上げようという動きがあるように聞いておりますが、こういう大事な農村農業地帯の整備に地元負担が上がるようなことはあってはならないと思っておりますので、県内部において財政課あたりから補助率残についていろいろな検討事項が出ているのか。これは決して地元負担が上がるようなことがあってはならないと思っておりますが、その辺の動きについて教えてください。

○山城毅農林水産部長 前回までの議論の中で、県の負担の見直しの検討も十分やってきましたので、その間農林水産部としては離島間等について離島振興の必要性等を十分説明いたしまして、今回新たな7次の行政改革の中ではそこ



は取り上げないということを理解していただいていますので、基本的なところの補助率は、今国が示しているガイドラインに基づいて、そこはしっかり守っていきたいと考えて今やっているところです。

○座喜味一幸委員 その辺の動きがあったら、委員会には速やかに報告を願いたいと思います。

○上原章委員長 質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 一般農道整備事業の中で、国の負担分が上がったので地元の負担も減ったということなのですが、国の負担分が下がったら地元の負担分がまた重くなるという仕掛けになるのですか。今回は国が多く負担を持ったから地元負担が減っているが、国が負担を減らしたらこっちがまた上がるという構図になっているのですか。

○植田修農地農村整備課長 基本的には補助100という形で一全体の事業費を100として表現をした場合、今の農道の事例で申しますと、もとは国が80%を持っておりましたが、その分今回5%かさ上げということで85%になりましたので、残るものが20%だったものが15%に落ちて、それを折半という形で県と地元が持ちますので、その部分を7.5%という表現をさせていただいています。ですから、国と県、それから市町村、農家が地元という表現をしますと、この3つの部分を足し込んで事業費を負担してやっているという形ですので、国の補助率が変われば基本的にその見直しという作業はあるのですが、復帰以来の国の補助残については折半を基本に、ガイドライン自体が基本折半の内容で出ている一補助残についてどう持つのかということを決めた規則ですが、その中で整理していっているということです。

○崎山嗣幸委員 そういうことを言っているのではなくて、国が80%から85%に負担が重くなったと。国の負担を減らしたら地元負担が上がるのかということを知りたいわけです。

○植田修農地農村整備課長 今までそういう事例は私が知る限りではございませんが、仮定の話として、今合わせて100と申しましたが、その部分の中で、もし80%であったものが逆に75%という形になりますと、残った部分は25%に

なりますので、それをどうするかという議論は今後しっかりしていけないといけないと思いますが、これについては国の補助率が下がることのないように、その前に処置すべきものだと考えております。

○**崎山嗣幸委員** また市町村に負担が重くなるということはあってはいけないことではないですか。そこは自信を持ってやっていかないと、今後の協議ということではなくて、せつかく負担が軽減されたのにまた負担が来たら困るわけです。それは姿勢をしっかりとしたほうがいいのではないですか。

○**植田修農地農村整備課長** そのとおりと考えております。

○**上原章委員長** 質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○**瑞慶覧功委員** 本島と離島で案分が大分違うのですが、これは僻地とかそういったところはなるのですか。本島でもよく離島僻地という話が出ますので、教えてください。

○**植田修農地農村整備課長** 基本的に本島は同率でやっておりまして、離島といますのは本島以外の部分での市町村を指しております。

○**瑞慶覧功委員** その理由は。

○**植田修農地農村整備課長** 離島はどういう定義かということについては書いてあるものを持ち合わせておりませんので、私がお答えしたことが完全に正確なものかどうかということについては控えさせていただきますが、感覚的に申しまして、やはり沖縄本島から海を隔てて離れた離島での条件と、本島内で陸路でつながった形での市町村という条件を比べた場合に、数段海を隔てた形で離れた市町村については条件が不利であろうということで、この離島のかさ上げについては昭和47年の復帰当時から県の大きな施策の一つとしてやってきたわけございまして、今後も踏襲していくべきものだと考えております。

○**上原章委員長** 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 続きまして、議案書の69ページをお開きください。

乙第22号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

77ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

別添の乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、県営土地改良事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求めます。2、今回の議案に係る事業費は全体で96億7507万3000円。そのうち、徴収することになる17市町村84地区分の負担金の総額は4億9549万7350円となります。3、事業費を増額または減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額または減額します。4、以上のことについては関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 続きまして、議案書の78ページをお開きください。

乙第23号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。本議案を提出する理由は、乙第23号議案水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するためには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

別添の乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、水質保全対策事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求めます。2、今回議案に係る事業費は全体で6億8500万円。そのうち、徴収することになる5市町村7地区分の負担金の総額は7525万円となっており、負担率は本島地域で事業費の12.5%、離島地域で事業費の10%であります。3、事業費を増額または減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額または減額します。4、以上のことについては関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 前から議論があるのですが、平成5年から平成22年までは国と県が負担をしてきた。それで、平成22年3月の行政改革プランで、平成23年から地元自治体の負担にしたという経緯を聞きました。このスタート時点で、土地改良事業による赤土の流出など勾配の問題があり、これを平らに直してい

くという事業だと聞いているのですが、石垣市が平成24年から発生しているのですよね。平成23年から始まって、石垣市は平成24年は負担をさせています。石垣市を追加して負担をかけた分については、この土地改良事業による勾配などの保全をするという理由だったということで、若干トラブルが当時ありましたよね。そういったことは当然県がやったことなので、行政改革の理由によってこれを地元負担させることは問題があるという経緯があったのですが、これは理由としてはどうなのですか。地元負担をさせたことについて、土地改良事業による赤土の整備をするために入れたということであれば、当然県が負担すべきではないかという主張が石垣市長からも一部あったのですが、これは間違っているのですか。

**○山城毅農林水産部長** この水質保全対策事業については、委員がおっしゃるとおり復帰後の土地改良事業の整備で赤土等の社会的な課題も出てきたという中で、新たな事業ということで平成5年から事業着手してやったという経緯がございます。そのときに、この事業を加速的に推進させることも我々のほうにありまして、その当時から市町村と土地改良事業をやるときの地元負担は、県と市町村で1対1という基本があります。ただ、それを進める中で市町村の負担は大きいものがありますので、そこは県のほうで事業を進めながら理解していただくという意味でスタートさせていただきました。しかし、スタートしてから20年たつわけです。20年も県のほうでやったという現実的なこともありまして、その間、ソフト的な対策、例えば営農的対策も我々はやってきています。ハード対策だけではなかなか、やってはいるのですが抜本的な対策は追いつかないということもありまして、ソフト的な対策のほうも含めて県のほうで支援をしていく。例えば、グリーンベルトに関する植樹やカバークロップの支援など、そういうソフト的、営農的な対策も含めて県のほうでやってきておりますので、そういった統合的なことを勘案して、今回市町村のほうと打ち合わせをして、理解をしていただいています。ただ、そういう先ほどの行政改革、あるいは包括外部監査のほうからなど外部のほうからは、なぜいつまでも県のほうで負担するのかという提案がございました。それを受けて、外部の行政改革の有識者審議会の懇話会の中でも議論されており、そこで、これだけではなく県全体の負担の見直しを議論してくれということがありまして、この事業だけではなく全ての県単も含めて見直しをしている中で、今回は水質保全対策事業を100%県が持つということは、先ほど申し上げたとおり、もう20年も経過していろいろありますということで、市町村との議論の中で、基本は1対1ですが、離島のほうは従来どおり県のほうで上乗せして持ちますということで、我々も

市町村との話し合いの中で理解をしていただいたということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 行政改革プランの中で、今言っている石垣市の案件はそこを対象にするということではなかったということを言っているのですが、これは具体的に平成24年から入った石垣市のものも含めて、部長がおっしゃった包含された形で、そこもあくまで対象だということを入れたのですか。

○**山城毅農林水産部長** その中では石垣市を特記するという話ではなく、県全体の県費の上乗せに関する見直しを検討しなさいというものが行政改革プランなのです。

○**崎山嗣幸委員** 石垣市の赤土、勾配の問題は、他の地区と比べて特別な事情があったのですか。土地改良の原因というものは特別に、そういった県の失敗といえますか、県のいろいろな要因が発生したことが原因なのですか。

○**山城毅農林水産部長** 石垣市が特別にということはありません。沖縄本島と全部同じスタンスで圃場整備していますが、たまたま石垣市で整備するのが早かった。国営事業を入れていきますので、整備率が早くスタートしたという経緯がありまして、それと石垣市については赤土の問題で早目に国、県で議論してまいりましたので、その改善に向けた一つの方策として、これを入れてきたということが経緯です。

○**崎山嗣幸委員** 石垣市は特別ではなくて沖縄の事情といえますか、豪雨や台風などいろいろな影響がある中で問題が発生するわけですね。それで勾配にあわせて保全事業と。それは今言っているように20年県が持ってきて、地元自治体の理解を求めて同意を得たということなのですが、これは今回もスムーズに地元市町村との同意が図られたということでのいいのですか。

○**山城毅農林水産部長** 水質保全事業をするときに、スタートは環境管理整備計画をつくります。その中に事業の地区や面積、負担割合が明記された計画をつくりますので、そのときにも市町村の意見を聞いて計画を認定します。これで事業をやりますということが最初にありまして、そのあとに具体的に地区が決まった、予算がついたというときに再度市町村のほうに通知をして、この負担でよろしいですかということで回答をもらいます。これは公文書で、その間3回ほど市町村とやりとりしますので、そういう意味で、我々としては十分理

解していただいていると考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 糸満市第4というのは、どこの区域になりますか。

○植田修農地農村整備課長 糸満第4地区については、地域の中でいいますと、クラガーというガマの上流地になりまして、真栄平の南側になるという形で説明させていただくのが一番わかりやすいかと思えます。

○玉城ノブ子委員 この整備事業で、具体的にはどういう事業がここでは行われますか。

○植田修農地農村整備課長 クラガーの上流については、これまでの整備等において圃場整備等を一生懸命地元の方の御理解のもとにやってまいりましたが、排水部分、従来から南部地域は排水末端がドリーネ、要するにガマに落とすという部分でございまして、その末端のドリーネの部分がしっかりと抜け切れない状態であれば、それより上流側の畑地が冠水すると。その冠水は、記録以上の雨が降ったりという状況があった場合に、そういうことが出現していた。そういうことで水質保全整備事業をやっておりまして、いわゆる沈砂池という形で、畑を買わせていただいた状態のところには大きな池を掘って、ガマに落ちる前に一旦ため込む形で時間差を置きまして、冠水することがないように整備を行っておりまして、ちなみに糸満第4地区については沈砂池を4基つくるという形で、今2基を整備中でございます。

○玉城ノブ子委員 4基つくるということは、ことしは2基、そして来年に2基ということになるのですか。

○植田修農地農村整備課長 水質保全の第4地区で沈砂池を4基つくらせていただきます。工事の順序として、平成26年度で2基を完成させる。平成27年度以降であと2つを完成させて、総容量としては11万立方メートルたまるぐらいの調整容量をつくらせていただくという計画をしております。

○玉城ノブ子委員 ここは従来から冠水被害がずっと続いている地域ですよ

ね。その周辺には門中墓もあって、そこまで冠水被害が出るという状況があったわけですが、具体的にこの4基の沈砂池をつくることによって門中墓のところまでの冠水被害が解消されるということになりますか。

○植田修農地農村整備課長 確立降雨という言い方をしますと難しい話になりますが、やはり我々が想定している雨の量に対して、現在はそれでも冠水するという状況がございますので、4基の沈砂池をつくらせていただいて、まず11万トンの池をつくる。そうすれば今想定している雨、それは10年に1回ぐらいの出現率での雨ですが、その範疇で言えば、お墓に迷惑をかけるようなことはなくなると理解しております。

○玉城ノブ子委員 これは地域の皆さん方には説明していますか。

○植田修農地農村整備課長 今、工事自体は南部農林土木事務所がやっております。その中での地域の皆さんとの話、それからお墓の部分での話については、数年来いろいろ御説明をさせていただいて進めてきたところです。特にことしの工事をするに当たっても、地元説明会等でいろいろ御説明した中で合意を得て、今年の工事もしっかり着手させていただいておりますので、そういうお話をして進めているものと考えております。

○玉城ノブ子委員 この地域の被害は何十年も前から続いているわけなので、要するに、排水処理そのものが高台地域から下の低地のほうに流れてくるような状況になっているにもかかわらず、具体的にこの地域でのかんがい排水事業をきちんとやってこなかったということが非常に大きな問題だと思えます。もう一つは地下ダムができた関係で、末端のほうでスムーズに排水されていかないという状況もあるのではないかと考えています。しかし、最近の異常気象でどんどん冠水被害が起きるという状況になっています。向こうは皆さん方が土地改良をやったところなのです。土地改良事業をやったところで雨量が想定外だったということをはいけないと思うのです。どういう雨量が想定されるかという先のこともきちんと計算して、排水施設をしっかり整備していくということにならなくてはいけないと思えます。それをやってこなかったということが今のような状況を生んでいるわけですので、かんがい排水処理事業、水質保全事業についてはしっかりやってほしい。そして、それと同時にもう少し抜本的な対策事業が必要になってくるのではないかと考えています。それだけ本当に解決するのかということにおいて、きちんと水を処理できるよう



な排水路の抜本的対策を考えて計画を進めていく必要があるのではないかと  
思うのですが、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 委員のおっしゃるように、こういう基盤整備事業をやることによって農家さんの耕作条件がよくなりますので、経営的にも非常に安定するということで農家さんも大変喜んでいるところです。そういったところで、こういうような災害等に遭うというのはあってはならないことだと考えておりますので、今後の事業のあり方というものはしっかりやっていきたい。あわせて、この地区については応急的、緊急的な対策ができるものはやっておりますので、長期的なものとしても今調査を進めながら継続してやっておりますので、そこはしっかりやっていきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** もう一つ。ここの負担率で、当初は県負担で事業をスタートさせたものが、行政改革で市町村への負担が出てきたということについて、沖縄の場合には、石垣市もそうなのですが、台風の常襲地帯でカーブの急勾配の地域があって、赤土保全対策上どうしても緊急に対策を講じなければならないところがいっぱいあるわけです。そういうところを抱えているこの沖縄で、県が責任を持ってそういうところの整備を行っていくということで、この事業がスタートしたのかなと思っているのです。ですが、途中で行政改革だといって市町村に負担をさせていることが、市町村の中においてそれは違うのではないかということになっているのではないかと思うのですが、そういう意味ではこの事業そのものは必要な事業だし、やっていかななくてはいけない、特に県の責任においてこういう事業は進めていかななくてはいけないのではないかと考えています。ですから、市町村の皆さんの了解も得ているということがありましたけれども、そういうスタートでやってきておりますので、県が可能な限り責任を負う。市町村の負担を軽減していくというふうにしてやっていくべきではないかと思うのですが。

**○山城毅農林水産部長** 県のほうは、我々が先頭に立って市町村と一緒にこういう公共的な基盤整備を引っ張っていくというスタンスはずっと持っております。ただ一緒にやるときに県と市町村が連携しながら、一緒に事業を進めないとなかなかはかどらないということは現実的にございます。これも復帰直後に土地改良事業をするときに県と市町村は1対1というベースがあります。そういったところの話で、今回20年間たったという市町村との話し合いの中で、お互い一緒になって改善していこうとしていますし、もう一つ、この事業は県

も市町村も特別交付税の算定の要件になりますので、それを出せば特別交付税の中でも還元されるということもありますので、全て市町村の負担になるということではないと我々も理解しております。そういう意味では、一緒になって市町村と連携しながらやっていきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄独特の地形の中で、どうしても早くやらなくてはいけない事業ということで県が最初に責任を持ってスタートさせている事業だったのが、途中で行政改革ということになっているから、市町村の間からも負担の問題について改善してほしいという要求が出てくるわけです。それについては、これまでそういう経緯であったということ踏まえて可能な限り市町村の負担を軽減していくという方向でぜひ検討していただきたいのですが、どうですか。

**○山城毅農林水産部長** 先ほども申し上げたとおり、市町村と一緒に連携することは非常に重要なことですので、今後も市町村と十分話し合いをしながら進めていきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 5市町村の総額で7525万円となっているようですが、それぞれ市町村ごとの負担額を教えてくださいませんか。

**○植田修農地農村整備課長** 今の御質疑の件については、それぞれの市町村が負担する額が議案書78ページに書いてございますが、例えば一番上段、宜野座村の宜野座第5地区はことしやる事業費が1億1000万円ですので、それに対して12.5%の1375万円を地元で負担いただくという形になっております。

**○仲村未央委員** 地元負担が1対1という考え方等は恐らく全体的に理解をいただいて、市町村と協調してやろうということで進めていらっしゃるということだと思のですが、実際には特に赤土対策等勾配の抑制とか、本来であれば必要なのに地元負担が生じるために手をこまねいているところがないか非常に気になるのです。つまり、地元負担の重さを敬遠して後回しにしているところとか、そういうことが発生していないかどうか。皆さんから見て、ここも本当は必要なのに手を挙げきれない、地元負担を遠慮したいということにつながっていないかどうか、ここはいかがですか。

○山城毅農林水産部長 市町村のほうともお互い連携しながら事業を進めている中では、市町村のほうから負担が厳しいから待たせてほしいという話は聞いていません。そういう意味では、赤土対策を十分やろうという高い意識を持っていますので、一緒にやっていくという理解のもとでやっているところです。

○仲村未央委員 つまり、県から見て、水質保全事業を通じて必要と思われるところには適切に一みんな事業に手を挙げて、きちんとやっていると受けとめて大丈夫ですか。

○山城毅農林水産部長 市町村の負担に関しては問題ないと考えています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 この水質保全事業というのは、ウチナービケーンの事業ですか。

○植田修農地農村整備課長 基本的には全国を対象にしておりますが、実質的には特殊土壌がある沖縄本島を中心に、奄美までの部分で一水質保全事業にも種類、型がございまして、耕土流出防止型だったと思いますが、そういう形でやっている事業は、結果的にはウチナービケーンに近い事業となっております。

○座喜味一幸委員 奄美を含めた他の特殊土壌地帯での、この事業に対する補助率はちなみに幾らですか。

○植田修農地農村整備課長 申しわけありません。奄美での部分等について手持ちがございませんので、御勘弁いただければ……。

○座喜味一幸委員 要するに、地元負担というときに他府県も含めて沖縄の地域事情が考慮されて高率補助だという部分も、我々委員に認識をさせていけないといけないという思いがあります。沖縄の基盤整備のおくれ、特殊性が考慮されて補助率が相当増嵩されているというベースから議論を始めないと、何でもかんでもという話にされるので、その辺は対比をしてもらいたかったというのが1点。もう一点は降雨強度。降雨強度の話が出たのですが、復帰後からの

降雨設計、降雨強度というものは変わってくるべきだし、ここしばらくの雨の降り方を見ると沖縄でも設計降雨強度というものを見直さなければならない。それは農林水産部だけではなく、土木建築部も含めて気象の変化に対してどうしようとしているのか。従来どおりの基準でいくと、やはり災害等の被害を受けやすい。この辺についての議論、あるいは降雨強度の考え方を見直しをしようとしているのか、その辺を教えてください。

○山城毅農林水産部長 最近異常気象もあり、集中豪雨があちこちで発生しておりますので、そういう10年スパン、50年スパンというのはずれてきますので、そういう意味では土木建築部のほうとも協議しながら検討に入っていく必要があると思っておりますので、随時土木建築部のほうとも相談していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 検討してもらえればいいのですが、この話は早目に議論しなければいけない。特に農林あたりで、いろいろな地域事業で施設の整備を一幾らでも大きくすればいいというものでもないし、その辺の基準の見直しを本気でやらないといけないのではないかと、これは大きな要因になり得るのではないかという思いがありました。まだ議論に入っていないという理解でいいですね。

○山城毅農林水産部長 今からです。

○座喜味一幸委員 もう一点、糸満での排水不良。先ほど沖縄は地下ダムという水源開発の技術の確立した地域だという先進地になっていますが、糸満の排水不良は地下ダムによる湛水なのかということが先ほど指摘されたが、答えがありませんでした。地下ダムができたから排水不良になったのか、その辺を御説明いただけますか。

○植田修農地農村整備課長 地下ダムによる影響で冠水しているのかということについては、明確にそれがわかる現実はありませんので、地下ダムが影響しているという認識は持っておりません。

○座喜味一幸委員 地下ダムが原因だということになると、やはり原因者でやってもらえばという話になるので、その辺は明確にありませんと。それはドリネあたりのいろいろな流出物による閉塞状況だとか予期せぬもの、それから

地形の変更など、そういうものを明確に言わないと、なぜ沖縄県が負担して事業をするのかということになるので、その辺はどうなのですか。

**○植田修農地農村整備課長** 基本的に、糸満第4、それから真壁南等について冠水している部分、地元で御苦勞をかけている部分がありますので、平成23年ぐらいから調整池をつくるという形で、例えばクラガー流域のさらに西側にあります真壁南についても平成26年度からやる格好にしています。これは地域の従来歴史的にとりよりもっと地質的な要因で排水の末端がドリーネであったというところの中で、近年流域内のいろいろな意味での一土地改良もそうですが、都市地域の集落が上にあるという集落の部分もアスファルト化してきたとか、そういう全体的な複合要素で排水末端のドリーネの部分に必要以上の水が流れて、冠水が最近頻繁に起きるようになった。かつ、その中でドリーネ等の能力も落ちてきているという状況もありますので、抜本的なという形ではないですが、現状をもとに戻す努力という形での整備をさせていただいています。そこに地下ダムは影響しているかということについては、基本的にはそれを明らかに示す根拠はありませんので、私どもはそれはないと思っております、県の努力で今、事業を進めさせていただいております。さらに、将来的に抜本的な解決に向けて、今までなかったオープンの排水路を検討していかないといけないということで、二、三年前から計画部門では一かなり難しいことですし、糸満市の協力を多くいただかないといけない部分がありますが、糸満市とも協議を進めながら、そちらのほうの対応まで県は考えているということです。国に対して原因者とか、そういう部分での意識を持っての調整はしていません。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

**○山城毅農林水産部長** 続きまして議案書の79ページをお開きください。

乙第24号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。本議案を提出する理由は、農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

別添の乙号議案説明資料の4ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、1、農業基盤整備促進事業について利益を受ける、うるま市、糸満市及び南城市に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求めます。2、今回議案に係る事業費は全体で3620万円。そのうち徴収することになるうるま市の負担金額は30万円、糸満市の負担金額は250万円、南城市の負担金額は82万円となっており、3市の負担総額は362万円で、負担率は10%であります。3、事業費を増額または減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額または減額します。4、以上のことについては、うるま市、糸満市及び南城市の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願第1号及び陳情平成24年第123号外20件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について、処理概要を

御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、新規請願 1 件、新規陳情 2 件、継続陳情 19 件でございます。

それでは、以上の請願・陳情 22 件について御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の 1 ページをお開きください。

新規請願について御説明させていただきます。請願番号第 1 号、請願区分新規、件名台風 8 号の大雨による冠水対策（排水路整備）に関する請願、陳情者社会福祉法人おきな福祉会、理事長安富祖久明外 4 人、要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。平成 26 年 7 月に襲来した台風 8 号では、2 日間で 400 ミリメートルもの降雨により、沖縄本島中部の各地で土砂崩壊や冠水被害が発生しており、請願箇所においても、冠水により車両の通行ができない状況であったと聞いております。当該箇所の道路及び付帯する排水路については、管理者であるうるま市が、冠水の要因となった堆積土砂の除去作業を既に実施しており、今後も計画的に除去を行う予定となっております。県としましては、管理者であるうるま市の意向を踏まえ、技術的な指導など適切に対応してまいります。

3 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 24 年第 123 号から 21 ページの陳情平成 25 年第 50 号の 2 の 10 件につきましては、修正はありません。

26 ページをお開きください。

継続案件の陳情、平成 25 年第 51 号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

31 ページをお開きください。

23 行目に、「平成 26 年 4 月から 7 月のクロマグロ漁期に取決め適用水域内で操業を行った本県漁船は、主にマグロ集魚灯漁業を行う八重山漁協、久米島漁協等、5 漁協の所属漁船 52 隻であり、延べ約 600 日の操業が行われております。マグロはえ縄漁船については、そのほとんどが未だに操業トラブルを懸念し、取決め適用水域内での操業を自粛している状況であります。」と追加し、時点修正しております。

33 ページをお開きください。

継続案件の陳情平成 25 年第 68 号から 49 ページの陳情平成 25 年第 136 号の 6 件につきましては、修正はありません。

52 ページをお開きください。

継続案件の陳情第42号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

53ページをお開きください。

7行目に、「平成26年4月から7月のクロマグロ漁期に取決め適用水域内で操業を行った本県漁船は、主にマグロ集魚灯漁業を行う八重山漁協、久米島漁協等、5漁協の所属漁船52隻であり、延べ約600日の操業が行われております。マグロはえ縄漁船については、そのほとんどが未だに操業トラブルを懸念し、取決め適用水域内での操業を自粛している状況であります。」と追加し、時点修正しております。

55ページをお開きください。

継続案件の陳情第43号については、修正はありません。

次に、新規陳情について御説明させていただきます。

57ページをお開きください。

陳情番号第66号の2、陳情区分新規、件名美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情、陳情者美ぎ島美しゃ市町村会、会長宮古島市長下地敏彦外4人、要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

58ページをお開きください。

1、日台漁業取り決めと日中漁業協定については、県内漁業者の意見を反映した対応を図るため、県内漁業者代表等で構成する沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会において協議を重ね、漁業関係団体と連携して政府へ要請するとともに、台湾との交渉を支援してきたところであり、違法操業を行う外国漁船の取り締まりについては、継続して政府に要請しているところであり、平成26年4月には、水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部が設置されるとともに、沖縄周辺海域の監視に当たる水産庁取締船が1隻増派され、常時6隻体制となり、さらにクロマグロ漁期の最盛期には、他県の海域からも取締船を増派し、対応したと聞いております。

59ページをお開きください。

日台漁業取決め適用水域における操業ルールについては、平成26年1月に開催された日台漁業委員会においては、日本側の操業方法が適用される水域を設定すること等が合意されました。また、平成26年3月に開催された日台漁業者間会合においては、本県の漁業者が時間交代制の漁場利用を提案し、先島北方の一部水域において試行されております。操業ルールについても、本県漁業者の意向が反映された内容となるよう、今後とも改善に向けた協議が継続して行われることとなっております。県としましては、引き続き、日台漁業取決め適



用水域の見直し、違法操業を行う外国漁船の取り締まり強化、操業ルールの拡充及び中国サンゴ網漁船の根絶等について、漁業関係団体と連携し、国に強く求めてまいります。2、沖縄漁業基金は、日台漁業取決めにより影響を受けている漁業者等の経営安定を図るため、平成26年2月6日に公益財団法人沖縄県漁業振興基金に設置されております。同基金事業は、台湾漁船等対策、漁業振興対策及び漁業環境整備の推進の3つの対策で構成されております。そのうち、台湾漁船等対策では、台湾漁船等の操業状況調査・監視などを行う、外国漁船操業等調査・監視事業が含まれており、日台漁業取決めによって影響を強く受ける水域に近接し、実績のある宮古・八重山及び久米島圏域の漁業者は、調査・監視事業を行う頻度が高くなることから、基金の活用が配慮されたものとなっております。今後とも、漁業関係団体と連携し、同基金事業の効果的な運用を指導してまいります。

60ページをお開きください。

4、県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、本事業を実施しているところであり、県外出荷に際しては、離島・本島間も補助対象となっております。一方、離島から本島へ出荷される生鮮農水産物の輸送費補助については、宮古島市及び石垣市などの4離島市町において、本島までの生鮮水産物の航空輸送費に対する補助を実施しております。このため、県としては、その他農産物等の離島から本島への輸送費補助については、現在、市町が実施している事業の実績や市町村との役割分担の中で検討されるべきものと考えております。

続きまして、61ページをお開きください。

陳情番号第81号、陳情区分新規、件名砂糖制度の堅持及び経営安定対策・サトウキビ生産振興等に関する陳情、陳情者全沖縄製糖労働組合、代表山里直人、要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。1、TPP（環太平洋経済連携協定）についての処理方針は、陳情平成25年第107号の項目1と同様であります。

62ページをお開きください。

2、糖価調整法の役割・機能維持及び砂糖制度の堅持について、県としては、現行の糖価調整制度について、安定的にサトウキビ・糖業が維持・発展できるよう、関係機関・団体と連携し、国に対し要請しております。また、甘味資源作物交付金については、地域の生産条件や生産資材の高騰等を十分考慮し、再生産が可能な交付水準となるよう要請しております。さらに、国内産糖交付金については、甘蔗糖企業の持続的な経営安定を図るため、財源を確保するよう

要請しております。県としては、今後とも糖価調整制度の堅持について、農業団体等と連携し国等に要請を行ってまいります。3、甘蔗糖企業に対する政策支援についてから、63ページの6、病虫害防除対策についての処理方針は、それぞれ陳情平成25年第107号の項目4から項目7と同様であります。7、サトウキビ畑作物共済の加入率向上対策等について、県としては、平成24年度から沖縄特別推進交付金を活用した沖縄型農業共済制度推進事業を実施し、加入率向上を推進しております。また、畑作物共済の農家掛金負担軽減のため、過去3年間被害の少ない農家に対し、無事戻しを行っております。さらに、共済掛金の負担軽減措置について国へ要請しているところであります。県としては、今後とも畑作物共済の充実・強化について農業団体等と連携し、国等に要請を行ってまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。  
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第51号、第66号の2、日台漁業に関するものです。新聞で、台湾側との話し合いが延期されたという報道があったのですが、そうなのですか。

○山城毅農林水産部長 新聞報道ではそういう書き方をされておりましたが、台湾のほうからプライベート旅行で家族で沖縄に来ていて、そのときに漁業組合連合会、漁連のほうに表敬をしたと聞いております。

○砂川利勝委員 協議会はことしも開催されるのですか。

○山城毅農林水産部長 台湾との漁業者間協議会を今年度内に実施いたしまして、ある程度お互いで決めた中で本委員会のほうに持っていくスケジュールに

しております。

○砂川利勝委員 陳情第66号の2の中にも少しあるのですが、一部水域で交代制の漁場利用の試験的なものを行ったという報告があるのですが、どのような感じだったのですか。

○新里勝也水産課長 3月に沖縄の漁業者も行きまして、同意した小さな三角のエリアで、お互いはえ縄のタイミングを時間差で入れることによってトラブルを防止しようということで合意しております。それに基づいて、八重山の漁船が6月に操業に行き、たまたまそのときはそれほど混んでおらず、トラブルなく操業して帰ってきたと聞いております。

○砂川利勝委員 それは1日だけだったのですか。何日やったのですか。

○新里勝也水産課長 3日ぐらいかけて3隻行ってきたと聞いております。

○砂川利勝委員 マグロ船の方々と話す機会が結構あるのですが、もうほとんど北方に行けないので南側で操業しているということが現実なのです。もちろん北方に行っていたら一南側もそこそこ量はとれていると思うのですが、やはり北方に行かない分、量はとれていないというのが実情なのです。ですから、いろいろ試験制度をやってみても、台湾船がいなかったからというのは余り効果がない現実ですよ。3日だけやったという中で、来年のことがどこまで話し合えるのか、その辺についてはどうですか。

○新里勝也水産課長 先ほど冒頭でもありました漁業者間交流を、少し延期されましたが、10月には開催する方向で調整していると聞いています。その中で、今期4月から7月までのクロマグロの時期の沖縄側の操業実態、台湾側の操業実態、その辺を情報共有して、今後お互いにトラブルがないような操業のあり方を継続して議論していくことになろうかと考えています。

○砂川利勝委員 ぜひその点については、しっかり協議をしていただきたいというのが1つです。

沖縄漁業基金があるのですが、この漁業基金は操業の調査と監視事業にしか使われていないのですか。どういったものに使われていますか。

○新里勝也水産課長 大きいものが調査・監視事業。これは沖縄本島を含めた先島の船を中心に、13億円余りの事業費が当該基金から交付決定を受けて、今実際に活動しているところです。それ以外に4つ交付決定をしていると聞いております。2番目は、民間漁業者交流支援事業という台湾と沖縄が交流する、沖縄側から台湾に行く経費等を支援するものが1600万円。そして3番目に漁業共済掛金助成事業ということで、この水域近くで操業する船がある程度の操業トラブルで収入が減ることに対する支援という、共済掛金を支援する事業があり、それに2100万円程度。4番目に沖縄産水産物流通促進事業という、民間の流通業者等が県産水産物の消費拡大等の取り決めをすることに対して2分の1を助成するメニューが7400万円程度。今の4つの事業で合わせて14億4000万円程度の事業費が交付決定され、今事業に着手しているという報告を受けています。

○砂川利勝委員 環境整備というものもありましたよね。3つあった支援は今の中の……。どうなのですか。

○新里勝也水産課長 先ほど申しあげました3つというのは、今言ったメニューの上の大きな項目の柱立てが3つになっていまして、御質疑の漁業環境整備については、漁業者が漁業に出漁できない天気の悪いとき等に海岸清掃等を行ったものに対する経費を支援するというメニューがございます。

○砂川利勝委員 施設的な整備もあるのですか。

○新里勝也水産課長 流通関連の施設ということで、沖縄産水産物流通促進事業。これは民間の業者さんが県産水産物を消費拡大するために必要な機器、例えば冷蔵施設とか、真空パック、そういう機器に対して2分の1を助成するメニューがございます。

○砂川利勝委員 それは発動されましたか。まだ使われていませんか。

○新里勝也水産課長 3件交付決定されていると聞いております。事業費で7400万円です。

○砂川利勝委員 その地区はどこですか。

○新里勝也水産課長 3業者ございまして、1つは勝連漁業協同組合、あとは本島に住所を有する2社の合計3件に交付決定されております。

○砂川利勝委員 先島とか久米島から要望はないのですか。

○新里勝也水産課長 今回は本島中心の方から応募があって、交付決定されているものと聞いております。

○砂川利勝委員 余り説明が行き届いていないのではないですか。

○新里勝也水産課長 説明会は当該法人のほうで漁協等民間も含めてやっているところですが、今回はこういう結果になっているという状況です。

○砂川利勝委員 昨日も質問したのですが、漁業監視含めて与那国にも配備できるような形をとっていくという前向きな答弁をいただきました。実際に行けなくてどうしようもないという現実が続いているし、そこに対して県も国も本腰を入れていかないと、後継者が余りいないのです。私と同じぐらいの年代の人が今主体的にやっているのです。ですから、やはり夢がある、これで生活していけるという条件を本気でつくっていかないと、もうマグロが食べられないような状況になるのではないかと、そして、水産業自体が衰退してなくなるのではないかとされています。これは船主からの話ですので、後継者を含めた対応策をしっかりととっていただきたいと思いますので、ぜひ協力してください。お願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 同じ陳情の案件なのですが、基本的に一部撤廃とかルールづくりなど努力している部分もありますが、政府の立場も含めてまだ解決に至っていない課題がいっぱいあると思います。この間こちらで議論でしたことではありますが、今言われている漁業間の協議会も新聞では流れたのではないかと、ということがあって、そのことも含めて懸念されるので、最善を尽くしてもらいたい。言いたいことはいっぱいありますが、まず、この水域内で漁業実績はどうだったのかと前に聞いて、皆さんが調べたようなので、その水域においてこの皆さんが揚げた水揚げ高がどうなのか、直近でマスコミに載っていたよう

な感じがするので資料があればいただければと思いますが、今出せますか。

**○新里勝也水産課長** 4月から7月までの実績を県と県漁連と一緒に全漁協にアンケート調査という形で調査を実施しております。結果、一番影響が出ているだろうと思われる八重山のクロマグロを取り上げてみますと、発効前2カ年の平均漁獲量が27トンであったのに対して、発効後の去年の5月以降の漁獲量が平均26トンということで、4%の減少、若干減っているということです。そして県全体で見ても、同様にこの4カ月の時期で、発効前2カ年の平均漁獲量が95トンであったのに対して、発効後2カ年は108トン、14%の増加になっているという実績が集計されております。この増減をどう評価するかというところで今議論していますが、例えばクロマグロのこの5年間の年変動を見たときに、4%の減少や14%の増加というものは年変動からするとその範囲内なのかなということで、この数字が取り決めの影響なのかどうかというところについて評価するのはまだ厳しいと認識しております。今後もデータを収集して、どういう影響が出ているかということについて評価していきたいと考えております。

**○崎山嗣幸委員** 今のデータは、トラブルに巻き込まれることを懸念して操業を控えていたり、いろいろな状況があることも含めて分析しないと、このデータだけではわからないかもしれません。そして、ここのエリアにおいて操業が安全にできるよう確保しようとしているのはわかるので、ここは先ほどからあるように漁業者の死活問題にもなっているので、ぜひ漁業者間の議論も含めてこのデータを常に整合性があるように、漁業組合任せではなく、今後皆さんが分析できるようにやっていただけないかと思いますが、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 漁業者との協議会に我々と一緒に参加していますので、そこでお互いでどうすればうまくいくのかということをしっかり一緒になって入っていきたいと思います。それとあわせて、漁船がどういうルートでどこでどういう操業をしたかということは、今のところ聞き取りしてもなかなか取れないという現実がありますので、例えばGPS装置をつけた漁船を支援していくなど基金を使って、しっかり分析できるような体制を築きながら、そういう方向で県も一緒になって整理していきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の関連で、はえ縄に行けずに集魚灯は行っているということが陳情処理方針に出ていますが、今、データも集約されて資料提供されるということを前提に、この集魚灯の漁法でもはえ縄と同じぐらいとれるのですか。先ほどのトン数からいくと八重山でも4%減、全県ではむしろふえているということ、実際にこれだけはえ縄に行けていないのに数値には反映されないというところがぴんとこないのですが、その辺はどうなのですか。はえ縄に行けないのに集魚灯で十分カバーできるような漁獲を揚げてくれるのですか。

○新里勝也水産課長 少し補足させていただきます。先ほどの八重山の数字といますのは漁場ごとの区分ができておらず、当該適用水域の北側だけではなく南側で漁獲されたクロマグロも入っている数字です。

○仲村未央委員 そうであれば、皆さんが今得られている情報は、実際にはえ縄に行けていないということですよ。発効前と現況とが比較できるような、明らかに影響があるはずなのです。もちろんなかなか漁船からの情報がとりにくいということもあるかもしれませんが、そこが対比できないことには一体実害がどれぐらい出ているのかということが出てこないのです。ですので、処理方針にあわせて資料提供をお願いしたい。このあたりの情報収集はきちんとやって、どれぐらい厳しい状況であるかということを知周するようなことも県の仕事だと思います。そういう交渉の場でどれぐらいどうなんだということを、県民を含めて共有を促すようなことをしないことには、今のままでは漁業を廃業に追い込んでいくような事態が後を絶たないのではないかと非常に懸念しますので、お願いします。今の資料提供はいかがでしょうか。

○山城毅農林水産部長 我々のほうでもしっかりデータを収集しながら分析していこうと今取り組んでいますので、その資料については整理して委員の皆さんのほうに御提供したいと思います。

○仲村未央委員 それから59ページ、漁業基金を使った外国漁船操業等調査・監視事業というのがあるということでした。実際には13億円もの執行があったのかな。この調査・監視事業というのは具体的に誰が何をしているのですか。

○新里勝也水産課長 この調査・監視事業というものは、今回の取り決め適用水域周辺で台湾あるいは中国の外国漁船が操業している実態を、県内の漁業者

が出漁して自分の仕事をしながら、そういう外国船の操業状況の情報を取りまとめて今後の交渉あるいは安全操業に生かそうという趣旨で、漁業者が調査活動をしたものに対して燃料代や日当、用船料等をこの基金から定額助成するような仕組みになっております。

○仲村未央委員 あくまでも漁船に任せている事業ということですか。水産庁など公的な監視事業とは全く別の、自主的な巡回ということですか。

○新里勝也水産課長 水産庁の船は隻数も限られていますので、それを補うという形で、漁業者みずからが操業の傍らで情報収集するものに対して支援を行うという位置づけになっています。

○仲村未央委員 これは今台湾のものを監視しますとなっておりますが、例えば中国のサンゴ網漁船の監視—実際に監視や摘発あるいは通報があったりという実績はどれぐらいあるのですか。

○新里勝也水産課長 中国のサンゴ網漁船に限定して言いますと、この夏場の時期は少なく、台風が終わるところから出てくるのかなと考えております。この事業がスタートしたのは今年度に入ってからですので、直接調査・監視事業で県内の漁船が中国漁船と遭遇したというものは聞いておりません。ただし、水産庁の取締船はことしの5月に中国のサンゴ網漁船を1隻拿捕したという実績があります。

○仲村未央委員 1ページの請願についてお尋ねします。住所など何も載っていないのですが、ある程度わかる範囲で、場所はどの辺ですか。

○山城毅農林水産部長 うるま市に闘牛場があり、上に高速が通っているのですが、その闘牛場と高速の下の県道との交差している近辺です。

○仲村未央委員 その被害状況は、この陳情者の指摘のとおりなのですか。陳情者が細かく書いてあり、皆さんは対策的なことしか書かれていないので、実際に皆さんの確認でそのような被害状況ですか。つまり、実態は調査されましたか。

○植田修農地農村整備課長 ここにも書いてございますが、我々の被害調査は



農地農業施設の調査、この周辺の土砂崩壊などがありましたので、そのいろいろな部分でも調査しております。さらに、請願については農業用施設でないという状況の中での冠水なので、災害直後に行ったわけではありませんが、この請願が我々のほうに届いた後、うるま市の担当者の方と県の職員が行き、状況調査等を二、三回やっています。その段階で冠水直後の写真等も見せていただき、それを現地で確認しながら状況を把握したつもりでございます。

**○仲村未央委員** 今うるま市も出てくるのですけれども、これは管理者がうるま市ということですが、県の皆さんが受けて処理方針を出されるというのはどういう関係ですか。

**○植田修農地農村整備課長** 先ほど部長のほうがお答えいたしました。この部分は県道73号線の石川から仲泊に抜ける道路よりも北側の圃場に入る部分で、請願箇所についてはその県道から圃場に入るまでに一部都市区域がありまして、いわゆる農地と県道を結ぶ取りつけ分の位置にちょうど当たっています。うるま市は県道から農地のほうに向かう道路全てを農道として管理をされておりまして、今回冠水した排水路はその附帯の排水路になっております。その部分の管理は先ほど来申していますように、うるま市の経済部一農林水産関係の部署で管理しているという状況でございます。直接的に対応されるのは管理者であるうるま市であります。県としましては、農業用施設の整備や管理の部分を担当しておりますので、市町村のほうでいろいろ御心配の技術的な支援など、そういう部分で話があった場合に対応するという位置づけですので、この請願に対しても担当させていただいたところではあります。

**○仲村未央委員** 処理方針では、うるま市がメンテナンス的な堆積土砂の除去をして、今後も計画的にやっていくということになってはいますが、この陳情者は排水路の整備拡充等の冠水対策が行われるよう配慮してもらいたいと。つまり、うるま市の計画的な堆積土砂の撤去をすればこの問題は解消されるということか、それとも何か整備的な拡充、冠水そのものの対策がハード的にも必要なのか、その辺はどう見ているのですか。

**○植田修農地農村整備課長** この請願と同じ内容のものはうるま市のほうにも出ておりまして、9月5日に行われました第88回うるま市議会でうるま市のほうの回答が出ております。そのうるま市の答弁書等をいただくと同時に、現地に一緒に入って調査する折にも聞かせていただきました。うるま市としては今

回の直接の原因は堆積している土砂であり、土砂の排除をすれば冠水は基本的に起こらなくなるという話でしたので、うるま市は第1回目として7月の末に最も厳しい部分の堆積土砂の排除を既に行っており、今後、それらに続く上下流の除去をやっていくという話でしたので、我々としては請願の後半の部分、排水路の整備拡充など、そういう部分について整備の要望があった場合にまた相談させていただくという形で今はお伝えしているという状況です。

○仲村未央委員 再発のような事態が起こることがないように、うるま市とも本当にこれが堆積土砂の撤去だけで済むような環境なのか、もっと違う理由もあるのか、その辺は情報交換を密にして再発防止に努めていただきたいと思います。

○山城毅農林水産部長 そこについては市の経済課のほうで農道と位置づけて管理しておりますので、そこは一緒になって現地確認しながら状況確認をして、必要であれば我々も支援していくということで、一緒に調整してまいります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情第81号で1点だけ申したいのですが、畑作物のサトウキビの共済制度で、負担率の内容と、ウチナービケーンの負担率になったことによって加入率がどう変わってきているのかについて。

○西村真糖業農産課長 畑作物共済については、平成24年度から沖縄型農業共済推進事業を実施しておりまして、農家の掛金の約2割程度の支援を行っております。その結果、平成23年産の加入率は38.5%でしたけれども、平成24年産が40.4%、平成25年産が41.3%、平成26年産は暫定値ですが45.6%ということで加入率は向上しております。

○玉城ノブ子委員 去る台風に係る共済組合からの支払い総額と対象農家はどれだけですか。

○西村真糖業農産課長 サトウキビ共済については収穫後の生産量を確認してからの支払いになりますので、現時点ではまだ確定しておりませんが、8月時点での調査では、去る台風8号の畑作物共済については5467戸のサトウキビ農

家において被害が発生しておりまして、被害額としては2億3604万円が見込まれております。その時点での共済金の見込み額としては約1億8000万円程度ということになっております。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄は台風の常襲地域ということで、農家の皆さん方にとっては大変厳しい状況になっているわけですけれども、共済組合への加入を促進するという事で負担率の軽減を図って、加入率が少しずつ上がってきているのですが、この加入率を上げていくためには農家の皆さん方の負担をもっと軽減していくということが必要だと思います。沖縄が台風の常襲地域であるということから考えれば、一括交付金をこの分野で活用して、もっと農家の皆さん方の負担を軽減して加入率を引き上げていくということが必要ではないかと思うのですが、その対策は考えていますか。

**○山城毅農林水産部長** 事業の中でも掛金の2割を還元するという事でやっておりますが、ただ事業をスタートしたときは41%ということで、我々が想定していたより思うように上がらなかったことがありました。その原因をよく分析してみると、共済組合のほうで各地域に区長さんや推進員の方がおりまして、その推進員の方をお願いして普及を図ってきていたわけなのですが、推進員さんのほうは皆を集めて説明するだけなのです。戸別訪問で具体的に説明していないということがあって、それを今年度からは専門の方が戸別訪問をし、丁寧に説明をして加入してもらう方式に変えております。そこは十分に制度を知らない方もいたのではという反省のもとに、そういうふうに組みかえていますので、そういう意味で今後上がってくると考えております。

**○玉城ノブ子委員** 負担軽減については。

**○山城毅農林水産部長** 負担軽減については今事業として仕組んでおりますので、そこは今の補助率で当面様子を見ながら検討していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 實際上、農家の皆さん方の農業形態の実態というのはかなり厳しい状況なのです。共済組合に入りたくても農家負担が大変でなかなか組合に入れられないという状況が実際にあるわけです。ですから、沖縄が台風の常襲地域で台風のたびに農家の皆さん方が大変厳しい状況に追い込まれていくということを考えて、沖縄独特の気象条件の中で農業を続けていくということになれば、皆さんがもっと農家に対する支援をすることが必要だろうと思います。

その負担軽減についても積極的に検討していくことが必要ではないかと思うのですが。

**○山城毅農林水産部長** 農家の経営安定を図るということは大変重要なことでありますので、そのやり方ということがございます。サトウキビを栽培するときに、植えつけから栽培管理を含めて収穫労働まであります。そういったところを総合的に支援していくということで増産基金がありますので、植えつけから今問題になっているイネヨトウも一括交付金なりの基金を活用しながら農家の負担軽減を図っていますので、総合的な観点からしますとかなり支援されているものと。そういう中での基金の加入割合からすると、今のもので今後の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄県経済の振興のためから言っても、沖縄の第1次産業、沖縄の農業の支援を積極的に推進していくということは非常に大事ですので、皆さんが総合的な立場で農家の支援をしていくことを進めていただきたいと思います。この共済組合に対する農家の負担軽減についても検討を進めていただきたいと思います。それから、台風の後には被害に遭った農家の皆さん方に対する共済組合の対応を迅速にやっていただきたいと思いますという声が農家の皆さん方から出ておりますので、その対応はしっかりやっていただきたいと思いますということを要望します。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 58ページ的美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の中で、2、日台漁業取り決めにより影響を受ける漁業者に基金を執行してもらいたいという内容だと思っておりますが、なぜそういう陳情が上がるのか。

**○新里勝也水産課長** 日台・日中の取り決めの影響を受ける圏域に優先的にこの基金を割り当てすべきだという趣旨の要請が、先島5漁協と久米島5漁協から漁連のほうにもあったと聞いております。それは一番影響を受けているという意味で我々も理解しているところです。それを踏まえて、この当該法人基金のほうでは、よりこの取り決めの影響を受ける水域で操業する漁業者に対して、調査・監視事業の割り当てを多目にして、密度を濃くして調査事業ができるよう配慮していると聞いております。

○座喜味一幸委員 先ほど勝連漁協の話が出たのですが、今尖閣など日台でいろいろな交渉の中における漁業支援という形での基金なのですが、1つは従来その基金が積まれる前まで外国漁船操業等調査監視事業というものは水産庁直轄で行われていました。それが、なぜ今回の基金の中で使わざるを得ないのか。それから、勝連漁協が尖閣周辺で操業しているかわかりませんが、その事業の地域でトラブルを起こしている漁業の資源が対象だと思います。この辺は勝連漁協はどうかかわりがあるのですか。

○新里勝也水産課長 まず1点目について、昨年度までの水産庁直轄の調査監視事業は水産庁からの日中・日韓財団の既存の基金を使って実施されておりました。それが今回、沖縄だけの基金ができましたのでそこに引き継がれたというのが事実関係です。もう一点、勝連漁協が今回流通関係の事業を使っているのは、基金のメニューの中に沖縄県産水産物の消費拡大を図ることによってこの取り決めの影響を受けている漁業者に対する間接的な支援というものがございまして。品目は忘れましたが、勝連漁協は県産水産物の消費拡大に取り組む活動に対してこのメニューを使っていると聞いております。

○座喜味一幸委員 少し矛盾があるのですが、水産物の加工や出荷体制の整備というのは従来の整備事業でやるべき問題であって、従来事業でもできることにこの基金を使っているのではないかと。要するに、この100億円の基金を通して今回日台の漁業者をいつまでにどう支援していこうとしているという全体の構想というものがあのか。100億円をいつまでにどう使ってその漁業者の支援をしていこうとしているのか、この100億円の執行による漁業支援という全体の構想の中でこれを整理をしていくような執行じゃないと、何のための基金なのだということを指摘されざるを得ないのではないかと。そういう意味において、この100億円の基金のメインとなるべき事業はいつまでにどういうふうにするのですか。

○山城毅農林水産部長 まず基金の事業のメニューとして台湾漁船等対策、漁業振興対策、それから漁業環境整備の推進という3つの大きな柱を設けて、そこに操業している漁業者の皆さんの経営安定と安全操業を含めて幅広く支援していくという柱立てにしています。その中で、基金そのものはずっと継続してやっていただきたいということを申し上げているところでございまして、これから実際に中身を使って漁業者の支援をしていくということで考えております

ので、基本的にいつまでという期限はないと承知しております。

**○座喜味一幸委員** 少し答弁も残念だと思っているのですが、漁業者というのはきょう、あしたの生活なのです。後継者不足には今手を打たないといけない状況なのです。そして今、まさに台湾との操業トラブルを起こしています。そういう中で今漁業者を具体的にどう支援して伸ばしていくかというような部分に本気でこの基金あたりを活用する。100億円でだめだったらもっと大きな枠取りをしていくぐらいの事業メニューがあって初めて意味があると思います。これから詰めていくという話ではないでしょう。この振興基金で公益財団法人という組織をつくってもいいけれども、その事業構想、事業メニューをつくってどう具体的に支援するかということに、県はどのように絡みを持っているのですか。お任せですか。

**○山城毅農林水産部長** メニューは県も一緒に入っています。先ほど3本の柱を御説明しましたが、その中にまたきめ細かい事業がありますので、そこをうまく活用しながら、また後継者育成も大変重要ですので、そういったものにどう使っていくかということはまた漁業者の皆さんと一緒に検討していく必要があるかと思っています。実際に今は、先ほど申し上げた事業しか上がっていませんが、将来的にはまた事業の中身を十分説明しながら、それをうまく活用させていくということは協議会の中でもやっていますし、また一緒になってやっていこうと考えております。

**○座喜味一幸委員** これはもう少し整理をしないといけないと思っています。もう一点は、農林水産部の不利性解消事業は大変いい事業だと思っていますが、もう3年目に入ります。この事業の成果、単純に言いますとその解消事業によって農家数、あるいは生産拡大、出荷量にもう効果が出なければならないと思うのですが、これについて全体を教えてください。

**○宜野座葵流通・加工推進課長** この事業は平成24年度から実施しており、今年度で3年目になるところであります。まず平成25年度の補助事業者の県外出荷量が前年度に比べて6600トン増の5万3000トンとなっております。これにより県外移出の促進がなされたものと考えており、また、この事業を通して輸送費負担の軽減が図られるとともに、出荷先の開拓、あわせて出荷時期の拡大などが行われ、新たな取り組みにつながったものと考えております。そして平成26年度においても、例えば出荷補助事業者の実績を申しますと、現在計画ベ

一スで17.7%伸びてきておりますので、さらに県外出荷の増加が見込まれるという状況になっております。

**○座喜味一幸委員** 非常に期待している事業なので、大分成果が出てきたということでもますます期待します。それから、中でもこの不利性解消事業について離島市町村から熱い要望があるのは、本土仕向けの分はわかるのですが、離島における農業振興という意味において本島への農水産物の出荷、本島市場への仕向けの分が対象になると極めて伸びるという期待があって、その思いが実態としてこの要請書が継続して出ている理由だと思っています。私は内閣府でもいろいろな担当者と議論をしてきましたが、この辺については県でやるべきものと市町村で対応すべきものについて仕分けをし、理論武装すれば可能ではないかという感触を持っています。そういう意味で、何回も丁寧に農林水産業の振興としてこの不利性解消事業の枠を拡充してくれという要望に対して、どれぐらい本気で国と議論をしていく課題を整理しているのか、その辺はどうなのですか。

**○山城毅農林水産部長** 県では県外出荷に向けての不利性解消事業ということで現在取り組んでおりまして、県全域に及ぶもの、県外に向けての分についてはしっかりやっていきたいと思っております。離島から沖縄本島消費に向けての輸送支援については、平成25年度から宮古島市、石垣市、与那国町がやっています。これは水産物に限ってなのですが、平成26年度からは竹富町が指定されています。そういう意味で、その評価もしながら基本的には一括交付金が県と市町村両方にありますので、両方でうまく活用できるように市町村とも連携しながら、我々もサポートして内閣府のほうと調整していきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** これはある意味枠組みされて、本土出荷物だけとか、この商品だけというふうに地元の担当者は縛られているわけです。ですから、このメニューについての弾力化、今言っている県と市町村での仕分けの仕方、そしてこの事業を導入することによってこの地域のこの特産品は伸びる可能性があるという戦略的な商品は何なのか、それに関して県または市はどこまで持とうかというような具体的な詰め込みを、今一步突っ込んで議論をしていただきたいと希望します。

**○山城毅農林水産部長** それについては委員からずっと伺ってきた課題であり

ますので、我々としても真剣に取り組んできたいと思ひますし、各離島の担当とも、これは市町村が要求すべきもの、これは県が要求すべきものということで、お互いに役割分担して一緒になって取り組んでいきたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 先ほど生産量が6600トン上がったといういい結果が出たのですが、ちなみに出荷額でいうとこの増加分はどれぐらいになりますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 生産額、それから出荷額についても、実際にこの平成25年度の事業を通しては把握しておりません。今年度から、その補助事業者に対して出荷額をとるようにしておりますので、今年度からこの実態が見えてくるのかなと感じております。

○座喜味一幸委員 この事業は極めて効果の大きい事業で、県の生産がふえて生産額が伸びるということ、それに農家が困っていた輸送コストという生産の構造を改善するということ、出荷額でほとんど農家の収益がなかったものがこの事業によって幾ら農家に歩どまりができたかというような農家の所得額まで含めて、これは夢のある話ですので、そこまで解析してさらなる拡充が要るのか、どういう戦略商品にしていくのか、これがまさに事業効果ではないですか。ぜひともそこまで整理をしてこの事業を推進していけば農水産業の振興につながると思ひますので、よろしくお願ひします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時26分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。



ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。  
下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。資料1といたしまして、平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明要旨。この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成26年第5回沖縄県議会（定例会）議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第10号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については、44ページとなっております。

本議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内に新たにうるま地区内賃貸工場を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ声あり）

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例につ

いて審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第11号議案沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、45ページとなっております。

本議案は、情報処理の高度化を支援する事業等を行うための施設を提供することにより、県内における情報通信産業及びこれと関連性が高い産業の振興に資するため、沖縄情報通信センターを公の施設として設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。準備行為に関する規定は、公布の日から施行する予定であります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第12号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。

議案書については、51ページとなっております。

本議案は、沖縄IT津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例の一部を改正するものであります。この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 これは事業所が施設を整備して、それを県に貸すということになるのですか。そして県がまたIT関係の企業に貸すという手法になるのですか。

○下地明和商工労働部長 この整備方法は、まずIT津梁パーク内に事業所を持ちたいというIT関係の事業者を公募して、そういった人のニーズも踏まえながら今度は実際に建設するディベロッパーを公募し、そこで建設したものを県が借り上げ、そしてそれを情報関連の企業に貸し、そこで建設コストを回収するという方法でつくられる仕組みです。

○玉城ノブ子委員 途中からIT津梁パーク内の施設の整備が今の手法になっているわけなのですが、そのほうが県にとっていいとなった理由は何ですか。

○下地明和商工労働部長 このようなスキームになったのは、民間の資金を活用できるということ、もう一つはスピードよく整備が進められるということ、もう一つはある程度入居企業の希望を聞きながら施設の整備ができるということで、行政、ディベロッパー、それから入居企業をうまくミックスした事業展開ができるということで、この手法を入れて今回が3棟目ということになります。

○玉城ノブ子委員 これまで国際物流特区における I T 津梁パークの整備面積とそこに投入した金額は。

○下地明和商工労働部長 今手元に県が整備したトータルの数字はありませんが、今までの3棟を整備することについての民間資金の活用としては、予定では30億4500万円ということになっています。

○玉城ノブ子委員 I T 津梁パーク内の今までの雇用状況、正規雇用と非正規雇用の人数と割合は。

○仲榮真均情報産業振興課長 8月末現在ですが、I T 津梁パークでは企業数20社、雇用者数が1502人、そのうち正規が290人となっており、正規率は19.3%となっています。非正規はこの引き算になりますので、1212人で80.7%になります。

○玉城ノブ子委員 これまで何度も指摘をしているのですが、今県内の非正規雇用のかなり厳しい雇用環境があって、若い人たちの貧困の問題が大変深刻な状況になっています。ですから、これは正規化を図っていくということが非常に重要な課題で、特に県のお金を投入して企業に貸すわけですから、やはりそこで働く人たちの正規化の問題は重要だと思います。正規率が19.3%ということでは、若い人たちの働く環境の改善ができないという状況になると思うので、そういう通信関連の事業者に対しては、そこに入居してもらうわけですから、そこで働く人たちの雇用環境、正規雇用を促進していくということについて、何らかの形で、要項なり何なりで正規雇用を何%以上にするなどの網をかけていくということが必要ではないかと思うのですが、そういう要請はやっていないのですか。

○下地明和商工労働部長 県の施設に入るからという形での要請はしてありませんが、全般的に正規化への促進ということで経済団体、あるいは業界団体等への要請は行っております。ただ、このような施設に入るからという理由だけで正規化という縛りをつけるのは非常に難しいところがあるのではないかと考えております。それから、もう一つ正規化への道としては、これまで雇用する側の問題を多く指摘する面があったかと思うのですが、今回正規化をお願いして業界団体等を回ったところでは、特に I T 分野においてまだ沖縄は I T スキルが低いと。いい仕事を持って来られない部分があって、どうしても企業側と

していま一つ高い単価の仕事が送れないということもありますので、今後は県としても労働者の皆さんにもっとスキルアップをし、単価の高い仕事にとってこれて企業側も安定経営ができるようになれば、あるいはその人材が手放せなくなれば当然正規雇用化へと結びついていくわけですから、そういう面も含めて今後の県の施策の打ち方も考えていかなければいけないのかなど、今回業界団体を回らせていただいてそう感じています。

**○玉城ノブ子委員** 情報関連産業は非正規が多い、正規率が非常に低いという状況があるわけです。ですから、スキルアップが必要だということがありました。が、もちろんいろいろな課題があると思いますけれども、情報関連産業を促進していくということであれば、やはりそこで働く人たちの雇用環境をどう改善していくかということについて、県としてこの人たちのスキルアップが必要ということであればスキルアップを図っていく支援をやって、雇用環境の改善を図っていくということは必要だと思います。

**○下地明和商工労働部長** もちろん両面から図っていくということで申し上げたわけでありまして。頑張っけて県民のスキルを上げるような形で施策を打っていききたいと思っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 2号棟なのですが、8月に供用開始予定は順調に進んでいるか、この入居状況について教えてください。

**○下地明和商工労働部長** 2号棟においては8月に落成式をしまして、全棟3000平方メートルなのですが、1階1000平方メートルずつの3階建て、そこにNTTデータが既に全部借り上げの形で入居しております。

**○座喜味一幸委員** 1社だけですか。

**○下地明和商工労働部長** ここは1社の予定で、この1社のためにつくったということです。

**○座喜味一幸委員** 1号棟も1社ですか。

○下地明和商工労働部長 はい、そのとおりです。

○座喜味一幸委員 今度の3号棟はどういう予定になりますか。

○下地明和商工労働部長 今回の3号棟は1フロアずつ1社ということで、3社の予定です。

○座喜味一幸委員 あえて民間企業資金を投入する、そのでき上がったものを県が借り上げて貸していくという仕組みの優位性というものは速さの話をしていたのですが、そこにおいて県が借り上げて貸し付けるというリスクというものはどういうものがありますか。リスクを考えるべきかどうかは別にしても、なぜそういう仕組みをとらないといけないのかということが少し見えにくいのですが。

○下地明和商工労働部長 先ほども御説明しましたけれども、まずIT関係の立地したい企業は投資コストを抑えて迅速な操業ができるということ。もう一つはディベロッパーは県が15年契約で借りることによってリスクなく建物を建てられるということ。それから、県としてはIT関係企業の集積を促進する、早くするという面で、あえてリスク的にあるとすれば、入居した企業に何かあった場合に次の企業の入居までのリスクが若干あるということですが、それでも三方両得ではないかということで、このスキームを編み出しております。

○座喜味一幸委員 本土では今、民間の資金を借りたような仕組み、あるいは今言っているような行政が入った管理のあり方というものは普通にあるのですか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 他県の例という話になると、我々のほうでは沖縄独自と考えており、知る限りではこのようなスキームは確認できておりません。

○座喜味一幸委員 そういう企業の集積という大義があるので、行政がそれまで条件整備していく、あるいはリスクを背負っていくという意味では、ウチナービケーションのやり方として、しばらくの間行政主導型といいますか、そういうことは大事な事かなと評価をしております。今後に向けて雇用、地域経済、

あるいは地域に及ぼすスキルアップ等を含めた可能性、今後の集積に対するビジョンはどうなっていますか。

**○下地明和商工労働部長** 建設中の3号棟の後ろのほうにも、地域としては10ヘクタールぐらいあります。そこもある程度そういうスキームで、できるだけ迅速に企業を集積するために進めていきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** この入居企業の経営状況や売り上げといたしますか、そういう結果、効果というものは一要するに優良企業がいて、安定的に技術もあって評価を受けていくということが望ましいのですが、そういう面からの評価はどう見えていますか。

**○下地明和商工労働部長** こういうスキームで立地したいという企業の事前段階の審査の中で、その企業の体力、あるいは経営状況、ビジネスプランといったものを審査した上でやっております。その中で、1号棟もそれなりの一固有名詞でいいますとセシールだとか、2号棟はNTTデータだとか、そういったところが入ってきておりますので、それなりのバックグラウンドを持って入ってきているという御理解をしていただければと思います。

**○座喜味一幸委員** 最後になりますが、これは沖縄のこれからの大きな産業の核となるべき事業だと思っています。この募集の全国へのPR状況、我々沖縄のIT津梁パークの特区の評価、あるいはPRを含めて今後どうしていくのか教えてください。

**○下地明和商工労働部長** その前の議案の中で、クラウドセンターの設置、管理運営の条例を審議していただきましたけれども、そういうインフラを整備していくという中において、海外及びメジャー系の情報通信関連産業からの注目度がかかなり上がってきておりまして、そういう意味で、こちらのIT津梁パークも相乗効果で集積が図られていくのではないかと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

( 休憩中に補助答弁者入れかえ )

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3平成26年第5回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が12件、新規陳情が1件となっております。継続陳情12件のうち、10件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、処理方針に変更のありました継続陳情2件について御説明いたします。修正のある箇所は下線により表示しております。

資料3の15ページをお開きください。

陳情第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。修正箇所は16ページ目となりますので、そちらをお開きください。

まず、3について御説明いたします。

6月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第187回国会に再提出されたことから、文言を修正しているものであります。

次に、4について御説明いたします。

改正パートタイム労働法の成立により、平成27年4月から正社員との差別的取扱が禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されるなど、均等待遇について、一定程度の改善が図られております。県としては、関係機関と連携を図り、改正内容の周知に努めてまいりたいと考えていることから、その旨、追記、修正しているものであります。

次に、17ページをお開きください。



陳情第40号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。修正箇所は18ページ目となりますので、そちらをお開きください。

6月定例会の経済労働委員会後、労働者派遣法改正案が第187回国会に再提出されたことから、文言を修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

20ページをお開きください。

陳情第68号軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について御説明いたします。陳情者軽度外傷性脳損傷仲間の会。代表藤本久美子。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

21ページをお開きください。

まず、1及び2について御説明いたします。

平成25年8月5日付で塩川鉄也衆議院議員から提出された質問主意書に対し、国は「平成25年6月18日付け通知に基づき厚生労働省本省宛て報告がされた事案については、検査の必要性及びその方法も含め、事案ごとに必要な見識を有する医学専門家の意見を踏まえ、相当因果関係の有無及び後遺障害の程度を判断する。」旨回答しています。また、沖縄労働局に確認したところ、当該通知に基づく厚生労働省への報告は現時点においてないとのことであり、県としては、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、3について御説明いたします。

軽度外傷性脳損傷(MTBI)については、日本には明確な診断基準がなく、またCTやMRIといった画像診断では発見されにくいいため、状況を把握することが困難であることから、県としては、今後、国の動向を注視し、MTBIに関する情報収集に努めていきたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○上原章委員長** 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 9ページの中城湾港（振興地区）内のスマートグリッド化についてですが、この進捗状況はどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 今その可能性について調査をしているところです。そして、平成24年度の可能性調査では見える化という省エネ診断で5%程度の電気料金の低減化が期待できることと、一括事例等マイクログリッド方式を導入した場合に5%程度の低減化が期待できるという報告を受けております。これをもとに平成26年度、地域のメンバーも含めて協議会をつくり、さらに検討を進めていくという段階です。

○玉城満委員 太陽光発電の接続停止の報道がこの前ありました。これが振興地区のスマートグリッド化や電気料金の低減化に少しブレーキをかけるという部分はありますか。

○下地明和商工労働部長 そこで太陽光発電を活用する事案は出ておりませんでしたので、直接関係は出てこないと思います。

○玉城満委員 ということは、そろそろ現実的に電気料金が下がる方向にどうにか取り組めるということですか。

○下地明和商工労働部長 それも含めて、今見える化システムで5%、それからマイクログリッド一括充電という方式で5%程度ですので、そのマイクログリッド一括充電するためにはそれなりの施設が必要ですし、見える化システムで5%といっても、ある意味誤作動範囲ではないかということも考えられますので、もう少し慎重に検討が必要ではないかと思っております。

○玉城満委員 例えば、年度で言えば平成27年度にはこれが完成する方向にあるのか、それともまだまだ先になってしまうのか、その辺のタイムスケジュールはどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 平成27年度という結論はまだ見えておりませんが、今申し上げましたようにマイクログリッド導入には多額の資金が必要ですし、見える化システムを導入するとしても5%という範囲内ですので、それができ

るかどうかという判断も含めて、平成26年度から平成27年度にかけて結論をそろそろ出さなければいけないと思っています。

**○玉城満委員** これは早目に出していただきたいと思います。そこに進出するほとんどの企業の皆さんは、総じて電気料のことばかりしか話をしないので、業者にとってこの電気料金の高さというのはすごく問題なのです。その辺を早目に県が解決していただくと、向こうがもう少し活性化してくる部分が見えてくると思うので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** 陳情第68号の軽度外傷性脳損傷について、沖縄県内の実態がまだ掌握されていないということなのですが、これは調査をする必要があるのではないかと思います。調査するところがこちらかどうかということはありませんが、これは私たちも実際によく聞くのです。特に交通事故で後遺症が残って働けずに苦しんでいるという相談もありますので、県内の実態がどうなっているのかということについて所管のところと連携をとって、すぐにこの調査をすることが必要なのではないかと思います。

**○下地明和商工労働部長** まさに今委員がおっしゃったように、私どもの所管としてはどうしても労災という部分になっておりまして、労災の部分について厚生労働省のほうから各県の労働局、沖縄で言えば沖縄労働局に問い合わせたところ6件あったということで、それを個別に判断するということになるはずですが、沖縄からはなかったということです。それ以外のものもということになると保健医療部との話になろうかと思いますので、伝えておきたいと思いません。

**○玉城ノブ子委員** 実態として、そういうことがあるということは出ていますので、所管のほうにも行っていると思いますが、ぜひ……。

**○城間敦健康長寿課班長** 日本においてはMTBIの診断基準がまだ定まっていないところがありまして、精神保健福祉の範疇でいいますと、県もそうなのですが国のほうでも今のところこういった動きはないということです。ですので、引き続き国の動向を注視して積極的に情報を収集していくことになろうか

と思っています。

○玉城ノブ子委員 できるだけ早目に明確な基準をつくって、専門的な知見でそういう問題をきちんと調査、掌握し、対応することができるように所管のほうからも働きかけていくことが必要だろうと思います。そして、県内の実態もきちんと調査をして、皆さん方に対する支援をしていくことが必要ではないかと思っています。

○城間敦健康長寿課班長 今委員からありましたように、国の動向を引き続き注視し、こちらのほうからも情報収集に努めさせていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第24号の16ページ、改正パートタイム労働法の部分で、パートタイムと正社員との差別的取り扱いが禁止され、それが是正されるという方向なので一定程度の改善があるという処理方針になっていますが、何が正社員との間で不均衡だったのか、今回の差別的な待遇の改善というのは具体的にどのように図られるのかお尋ねします。

○伊集直哉労働政策課長 まず不均衡な取り扱いについてですが、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用を初めとした全ての待遇で、一定程度不均衡な取り扱いが現在もなされているという形になります。今回、法改正の中で対象として変わった部分ですが、これまでのパートタイム労働法では職務の内容が正社員と同一、人材活用の仕組みが正社員と同一、さらに無期労働契約を締結しているという3つの条件を充足していなければ対象とならなかったのですが、この無期労働契約を締結しているところが今回外されております。よって、職務の内容が正社員と同一、人材活用の仕組みが正社員と同一であれば差別的な扱いではなく、待遇について正社員と同様の扱いをするということになっております。

○仲村未央委員 社会保障面ではどうなりますか。

○伊集直哉労働政策課長 社会保険関係については差別的な適用はないということですが。

○仲村未央委員 パートタイムを含めてでしょうけれども、県内の全労働者に占める非正規労働者の割合というのは何%ですか。実数もわかればお願いします。

○伊集直哉労働政策課長 平成24年の就業構造基本調査でのデータですが、割合としましては44.5%です。雇用者総数53万3500人に対し、非正規雇用職員は23万7500人となっております。

○仲村未央委員 比率的には全国一高いという数値でしたか。

○伊集直哉労働政策課長 はい。全国平均の38.2%を6%程度上回っているという状況です。

○仲村未央委員 今回のパートタイムに対する均等待遇ということが社会保険関係にはまだ適用がないということで、恐らくそこは非常に大きな格差があるのだらうと思いますが、改善が図られたとされる賃金等の部分が、県内の平成24年度の統計で働く人の約半分、23万7500人の皆さんに好影響を与えるというふうには賃金面からあるいは教育研修、福利厚生施設の部分の改善がどのように図られるものなのか。実際、非正規が全国一高いという意味では、本来一番この部分の影響を受けて改善される県であるという裏返しにもなるかと思うのですが、その辺はどう見ていらっしゃいますか。

○伊集直哉労働政策課長 今回の改正の中に賃金上昇も当然入っておりますし、教育訓練の機会はキャリアアップにつながるものと認識をしています。福利厚生施設は直接には関係ないと思いますが、このキャリアアップも含めて現在国のほうで議論されている部分については、非正規雇用を正規雇用へ転換する仕組みをきちんと確立するようという報告も出ております。こういったことも踏まえて、このパートタイム労働法の改正によって一定程度の処遇の改善は図られると考えています。

○仲村未央委員 だらうということなのでしょうけれども、県並びに国を含めた公共的に、そういった均等待遇が実際に図られているのか。その法改正によって賃金にどれぐらい好影響を与えるのかということや指導あるいは監視をしたりという手法や期間など、県としての労働政策の行政上の指導というものは

実際に法改正が均等待遇につながっているという意味で確認できるのですか。つまり、非常に深刻な雇用の質の問題と賃金との兼ね合いを従来から聞いておりますが、賃金の上昇に本当に影響があるのかということについて、ただ漠然とではなく、その確認をとるシステムというのできるのですか。

**○下地明和商工労働部長** この分野の労働行政の所管が国のほうにあるということで、そういう権限を持った施策は打てないと思いますが、今もやっているように、県としてはできるだけ正規化へ持っていくという施策を打ちながら、正規化が進めばそれだけ非正規の職域の処遇アップへもつなげていけるのではないかと考えておりますので、今やっている労働者のスキルアップを含めた賃金のアップ、また、企業体力がつけば当然そういったところもやっていけるでしょうから、そういう側面から県としての施策を打っていきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 今、県が行っている労働環境実態調査がありますよね。改めてその目的、概要、対象等を、進捗も含めて御説明いただけますか。

**○伊集直哉労働政策課長** 目的としては、雇用の質の向上に向けた効果的な施策事業を展開するために、その展開に資するデータの整理というものを眼目としております。具体的には、労働環境に関する調査ということで事業所と従業員に対するアンケート調査を現在実施しているところです。あわせて経営者や業界団体、労働団体に対するヒアリング調査といったことも行っていきたいと考えています。実際にアンケート調査の対象として、現在1万6000事業所に対して調査を実施しているところです。その結果を踏まえて、さまざまな分析を行ったり、先ほど申し上げました経営者や業界団体、労働団体に対するヒアリング等も実施していく。それから、労働環境に関する知見、これまでの蓄積も分析してデータベースを作成した上で、さらに当該データの結果についてさまざまな角度から分析を行って、課題の抽出を産業別にやっていきたいと考えています。

**○仲村未央委員** 対象が1万6000事業所ということですが、この1万6000サンプルというものは沖縄に占める全事業所のどれぐらいの割合になるのですか。

**○下地明和商工労働部長** 正確な数字ではありませんが、ざっくりした話、3割ぐらいだと思います。たしか4万5000から5万ぐらいの事業所数だったと思

います。

○仲村未央委員 これだけ大がかりな調査をされることは初めてだと私も認識していますし、ここから実態の把握が具体的に始まっていくのかなという意味では、今まで漠然とした低賃金、非正規ということの実態が非常に大きく浮き彫りになるだろうと思います。1万6000事業所となると実際には経営者側が1万6000事業者ということになると思うのですが、労働者側はどれぐらいのサンプル数になりますか。つまり、アンケートで経営者側が1万6000事業所とすると、その労働者側のサンプル数というのは実際には何人になるのですか。

○伊集直哉労働政策課長 アンケート調査で総合してデータをとる数については1事業所当たり3人という形になっております。ですから、3倍の数のデータということになります。

○仲村未央委員 従業員側は4万8000人が対象になるということで、かなり具体的なデータが上がってくると思いますが、雇用を改善するに当たって、もちろんこの実態を把握する中で非正規から正規に持っていこう、賃金を上げていこうということが労働政策上の大きな目標になると思うのですが、そもそもこの調査をするに当たって、沖縄の低賃金の実態というものをどう予測してこの調査票をつくったのか。つまり、実態はこれから把握するわけですから、もっと現実に近いものが浮き彫りになると思うのですが、この恒常的な低賃金の理由、背景というのは何だと県では整理しているのですか。

○下地明和商工労働部長 まだ全体でオーソライズしたというものはありませんが、これまでいろいろ状況を把握する中では、第3次産業の比重が非常に高く、どうしても季節的求人というものが非正規労働者を多く生み出しているという現状があることが産業構造上の理由だと思います。もう一つは、そういう季節的な第3次産業が多く需要が変動する中において、事業者側として手っ取り早く間に合わせ的な形で雇用し、事業を行っているという部分もある程度あるのではないかと。そして、もう一つは、労働者側にもスキルの問題などのいろいろな指摘もされてきています。ですから、今後はこの3つをどう整理し、施策を打っていくか。分析するというを目的にして、今回の調査の分析結果をぜひ使っていこうということでやっています。そういう予測のもとに調査をしているということです。

○仲村未央委員　今までどのような識者や研究者、行政が出すものを見ても、やはり第3次産業が占める割合の多さということが一番賃金問題とかかわりがあるのではないかと感じます。これはキャリアの形成上も安定しにくい性質の職種が多いということでも、とても大きな問題ではないかと感じます。今回、対象にしている1万6000事業所は恐らく無作為で選ばれたと思いますが、沖縄の産業形態に占める割合からいくと、事業所の選び方としては必然的にこの産業構造が反映されるようなサンプルになっているのですか。

○伊集直哉労働政策課長　基本的には、産業構造が反映されるようなサンプルのとり方になっています。ただし、実際に集計し、サンプル数が極端に少ないものについては追加等を行っていますので、当初は1万5000社を対象とする予定でしたが、結果的には1万6000社という形になっています。

○仲村未央委員　いただいた調査票を見て、1つ気になったのですが、他の事業所で今回の職場の1つ前の事業所ではどうだったかを聞いていますよね。まだ実態はこれからでしょうけれども、この方は今の事業所の1つ前の事業所があるということで1つ前まではさかのぼっているのですが、繰り返しの失業が相当にあると見ているのです。つまり、実際には1つ前どころか2つ前も3つ前もそういう働き方を繰り返しているパターンで、今の県民の労働形態は非正規が繰り返しの失業者にもなっているのではないかなど。しかも産業構造上、先ほど言ったようにサービス産業が多いということは、そこに繰り返しの失業者が発生しているのではないかと。いつも答弁の中では、比すと仕事のほうが足りないぐらい若年がふえてくると言うけれども、若年がふえていると同時に中年であれ高年であれ、繰り返しの失業者もかなりいると私は見えています。それが結果として、キャリアの形成どころかずっと低賃金の層で繰り返されているという実態があるのではないかと思うので、もう少し踏み込んで、調査の仮説をする中で、今が何回目の職場かということを入れる必要があったと感じたのですが、その辺はどうですか。

○下地明和商工労働部長　これについては可能であれば、そういうものを把握するため、回答のあったものから何十か何百かをとって、再度お聞きする方法でも少し探れるのではないかと思います。ただ、今心配しているのは1万6000事業所へ送ってもどれぐらい返ってくるのだろうという……。県内の事業所さんに協力をしてもらわなければいけないので、皆さまのPRもよろしく願います。



**○仲村未央委員** 今回のこの事業は、ある意味グッジョブ運動の本当の意味での始まりだと思いうぐらい大きな事業だと感じています。これだけのサンプルをとって実態を把握することが県として今まで主体的にされてこなかったということが、労働政策と産業政策が合っているのかといつも感じるのです。つまり、いつも表明していますが、観光やITといった非正規が圧倒するところに政策誘導しているということと、結果としての賃金というものが全然かみ合っていないのではないかという懸念がありますので、そういう意味での把握も、まず最初の一步という感じで、この調査が明らかにしてくるだろうととても期待しますし、先ほど言ったように繰り返しの失業の可能性もありますので、そういった経営者側、労働組合側、実際の労働者側から上がってきたものをぜひともそこまで踏み込んで、部長がおっしゃるような再質問をかけるぐらいの本格的な調査に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

**○伊集直哉労働政策課長** 本調査事業の中には、有識者からなる経営事業推進委員会を設置しております。今委員から御提言のあった件についても、その中でしっかり議論をしていきたい。そして先ほど部長からもありましたが、回収率の問題等で、零細企業が多くて従業員がいないという実態もあり、実は対象者ではないこともありますので、結果がきちんと出せるような分析も含めて検討してまいりたいと思います。

**○仲村未央委員** 今後のスケジュールですが、今投げているものはいつごろ回収の方向で、その次はどうなっているのですか。

**○伊集直哉労働政策課長** 回収に関しては、当初は今月の10日を予定していましたが、非常に回収自体が厳しいということもあり、まず督促を1回かけております。そしてもう一度督促をかけて少し時間を延ばし、さらに、それでも集まりが悪ければ、直接訪問や電話等も含めた回収を図っていこうと思っております。

**○仲村未央委員** ぜひ雇用の質の改善に取り組んでいただきたいと思いますので、頑張ってください。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が10件、新規陳情が2件となっております。継続陳情10件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規陳情2件について御説明申し上げます。

説明資料の14ページをお開きください。

陳情第66号の2美ぎ島美しゅ(先島)圏域の振興発展に関する陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、アジア、世界に開かれたスポーツアイランド沖縄の実現を目指す本県にとって絶好の機会であり、さまざまなスポーツ振興策を積極的に展開していきたいと考えております。同大会の事前キャンプを含むスポーツキャンプの誘致に当たっては、市町村、スポーツ及び観光関係団体等の意向等を踏まえることが重要であり、特に、各種スポーツ施設等を所有している市町村との連携・協力は必要不可欠であると認識しております。そのため、県では、本年度策定するスポーツコンベンション誘致戦略において、県及び市町村の役割や市町村支援のあり方等を検討した上で、市町村等と一体となった取

り組みや施策展開を図っていきたいと考えております。あわせて全市町村を対象にスポーツ施設の設置状況やスポーツキャンプ誘致の意向等を調査することとしております。また、スポーツコンベンションの誘致・受け入れのワンストップ機能を有するスポーツコミッション沖縄（仮称）が、平成27年度、本格稼働することから、同コミッションと連携・協力し、市町村のスポーツキャンプ誘致実現に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。

次に、15ページをお開きください。

陳情第67号自由民主党、日本維新の会、生活の党の各党が国会に共同提案した特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（通称、カジノ法案）に関する陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県では、カジノを含む「統合リゾート」について、国内外の観光客の増加や平準化による観光振興、地域の活性化、雇用の創出等に寄与する可能性があることから、これまで「沖縄統合リゾートモデル」や、その経済効果及びカジノ導入に伴う懸念事項に対する考え方等を取りまとめるとともに、地域説明会やシンポジウム等において県民に対し調査結果等の情報提供を行ってまいりました。沖縄県としましては、統合リゾートの導入に当たっては、ギャンブル依存症や青少年への悪影響などを懸念する意見もあることから、県民のコンセンサスが必要であると考えており、今後とも、カジノ合法化をめぐる国の動向や懸念事項に対する諸外国における対策等を踏まえつつ、対応策を検討していきたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○上原章委員長** 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

儀間光秀委員。

**○儀間光秀委員** 陳情第83号、国際通りかいわいにおける貸切バス送迎諸問題の解決に関する陳情です。これは陳情が出されて1年余りたっているのですが、県として引き続き那覇市等関係者と連携し、当該課題の解決を図ってまいりま

すということなのですが、あれから今日までにかけての状況の変化等はございますか。

○前原正人観光振興課長 今年度に入りまして、那覇市、それから旭橋再開発株式会社、バス協会等と断続的に協議を実施しております。那覇市と旭橋の再開発の計画が進んでおりますので、その中で何とか貸し切りバスの乗降所を整備できないかということで、こちらのほうから提案をして検討していただいているところです。あわせて、修学旅行の協議会を持っていますので、そこでも通り会や那覇市観光協会というところから引き続き情報を得て、検討を進めているところです。

○儀間光秀委員 今、修学旅行がピークのシーズンだと思うのですが、きのうのお昼の県議会庁舎前がすごかったのです。那覇市役所の入り口のほうからこのスクランブル交差点あたりはバスが二重駐車して、私は昼間に出て若狭のほうから戻ってきたのですが、那覇商業高校のほうからも、この路線はずっと渋滞でした。恐らく国道も渋滞を起こしていたと思います。国際通りなどは動かなかったはずで、ここに10台ぐらい固まっていた。そういう状況を久しぶりに目の当たりにして、どうなっているのだという思いをしたのですけれども、再開発する場所で乗降所の確保と今おっしゃったのですが、時期的な見通しというものはついていますか。

○前原正人観光振興課長 まだこれからの事業計画なのでしばらく先になるかと思うのですが、今、県のほうではバス協会や旅行業の皆さんとも協力して、当面は修学旅行の方々の買い物が終わって集まってからバスが集まるように協力依頼をしているところなのですが、抜本的な解決策にはならないということは承知していますので、那覇市のほうでも例えば蔡温橋の近辺に用地を探して検討しているとお伺いしていますし、我々のほうでも旭橋以外に農連市場の再開発もありますので、そのあたりでも土地が確保できないかと検討しているところです。

○儀間光秀委員 これは早急な対応が必要だと思います。今言うように、旭橋の再開発ができるまでは協議会等で議論をして車を分散化する。また、恐らく飛行機の関係もあり、迎える時間帯は皆同じになっていると思います。これは緊急な課題だと思いますので、できるまで分散化ということを早目にやっていただきたいと思います。いかがですか。

○前原正人観光振興課長 おっしゃるとおりでございますので、できるだけ分散化に努めたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 新規の陳情のカジノとMICEの件です。カジノを含む統合リゾートについて検討されている中なのですが、この統合リゾートというときの定義としては、国際会議場を含めてやっていくということなのですよ。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 統合リゾートはこの名のとおり、MICEに限定するわけではなく、さまざまな観光施設を組み合わせる。カジノについては必ず設置しないといけないのですが、そのカジノとどのような観光施設を組み合わせるかということは特に定まったものがあるわけではありません。

○仲村未央委員 つまり、いつ決めるのかということが一今、MICEはMICEで事業化に向けて歩いているわけですが、この平成27年度の基本計画でつくろうとしているMICEはカジノを入れるということとは全く切り離して、後でカジノもくっついてくるということにはならない計画として固めてしまうのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 本会議でも説明させていただきましたが、この大型MICEの整備はあくまでも、今のコンベンションセンターでは大型MICEの案件が来ているにもかかわらずほかに逃げていってしまうという状況があるので、それを補うために早目に整備したいということが今の大型MICEの考え方です。一方でIRというものは、例えば、推進法は今回の臨時国会、9月29日の招集から11月30日までの間に審議をして一推進法というものはカジノを国として取り組むという方針を示すだけなので、この推進法が決まった後、1年以内の実施法として懸念事項にどう対策をとるのか、申請の方法をどうするのかといったもろもろの具体的なことについて決めていくこととなります。ですから、今後IRというものがどのような時間軸で、もしくは決定されるのかどうか非常に不安定な要素がありますので、今、文化観光スポーツ部としては大型MICEとIRを絡めた議論は行っておらず、別のものとして考

えております。

○仲村未央委員 つまり、その意思決定のあり方としては、カジノ推進法の国会での成立や実施法が決まるのを待っているMICEのほうは間に合わないの、その意思決定と今言うMICEの基本計画は、全く別個に整理され、かわりなくいくということですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 そのとおりで、あわせた計画づくりや議論というのは行っておりません。

○仲村未央委員 全く計画は別ということなのですが、カジノについての統合リゾートをやるかについては、もちろん国会での成立や1年以内の実施法の話もありましたが、県としてどのあたりで意思決定しようという作業をしているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 まずは統合リゾートそのもののイメージ、具体的にどのような形になるのかということが今見えていないので、そういう中で県民のコンセンサスを仰ぐということは非常に難しい状況です。ですから、推進法が成立して、その後実施法ができ、この実施法の中に具体的な懸念事項もうたわれます。その懸念事項でどのような対策をとれるのかということをごちらも見きわめないことには、仮に沖縄でIRを導入するとかいう姿になるということが県民に示せない状況なのです。ですから、臨時国会が11月末までですので、ことしの12月ぐらいに法律が決まるとすれば、早くてもその1年後の平成27年12月ぐらいに実施法ができるということです。その実施法を見なければできないので、平成27年の12月前後になるかと思っています。ただし、法律ができるということだけであって、これに向けて県の考え方をまとめられるかどうかというのは別の次元ですので、全てまとめられたとして一番早い時期としても平成27年の12月かと思っています。

○仲村未央委員 それから、知事の公約との関係で県民のコンセンサスを得るタイミングと誘致の姿勢表明のあり方、要はコンセンサスを得た上で表明をすべきではないかという指摘があります。今言う平成27年12月のあたりに全貌が見えた上でしか県民も判断する材料が十分に整わないので、そのコンセンサスを図った上で、それから誘致の姿勢をとるなり、あるいはやめるなりというのがコンセンサスのあり方ではないのかということが今の指摘なのです。知事

が言っている今言わないと遅いというようなことが、コンセンサスのない中で何を言っているのかというようなギャップがあるわけです。知事がこのタイミングで推進を表明しないとという何かの部分と、今のスケジュール感とが部長の答弁を聞いてかみ合わないのですが、これはどういう整理で知事はああいう言い方をしているのですか。今言わないと何が間に合わないのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 知事が答弁なさっているように、昨年12月の沖縄政策協議会でカジノについて検討の要請をしたということも、あくまでも法律ができていない段階ですので、導入するかということはまだ先の話です。しかし、県としてIRに関心があるということを伝えていくということです。といいますのは、今全国の中でも結構な数の自治体が具体的に感心を示して、調査をしたり、国のほうに要請を行ったりしているということです。沖縄も同様に感心があるということは伝えておく必要があるということで理解しております。

**○仲村未央委員** やはり今、コンセンサスを得ない中で関心があるという旨の表明をしているということについては、部長の範疇ではないけれども、その指摘は合っているのかなということは申し上げておきます。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 新規陳情の第66号の2ですが、これは基本的にある施設を利用して誘致をしようということですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 基本的には、今県内にスポーツに関するどういう施設があるのか、そして市町村が誘致に関してどういう意向を持っているのか、それからオリンピック開催前のキャンプで沖縄を誘致していただけたらそんなスポーツ競技は何があるのかということのをうまくマッチングさせて、誘致に動いていこうという考えです。

**○砂川利勝委員** これは日本だけを対象にしているのか、それとも外国まで視野に入れてやろうとしているのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 私たちとしては幅広く考えたいと思ってい

ますので、日本も、外国からのキャンプや合宿等も視野に入れております。

○砂川利勝委員 離島も石垣や宮古、竹富町、与那国町、多良間まで入れてやったと思うのですが、アスリートという夢の持てる方々がたくさん来ると、スポーツ競技の向上や地元の子たちにもすごく刺激になると思います。これは大変いいことだと思いますので、積極的にいろいろな形で動いてもらいたい。そして、施設整備の要望も出るかと思いますが、この際いろいろな整備をして競技の普及などまでこぎつけていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今年度スポーツコンベンションに関する戦略をまとめることにしておりますので、その中でももちろん市町村とも意見交換を深めていって、より効果的にやる方向で考えていきたいと思っております。県としては、できるだけ幅広く、国内だけではなく海外からも、そして県内についても、それぞれの市町村にキャンプが分散してできるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○砂川利勝委員 部長も大変決意が固いようですので、しっかりと各市町村に満遍なくいけるように誘致をしていただければと思います。よろしく願います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 8ページについて、近隣諸国からの観光誘客活動の推進、外国語対応の充実ということが出ているのですが、実態としてこの要請の背景、現状についてどのような認識をされていますか。処理方針は議会でもよく聞いた答弁なのでいいのですが、実態として離島から具体的に要請が上がっている、その背景がどのようになっている、人材確保をどうするのか、観光客にどういう人たちがいるからそういう要望が上がっているかという現状認識を教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在、観光客の動向を見てみますと、外国人観光客の入り込みが非常にふえています。昨年度が63万人、対前年との率にして64%という、予想を上回るスピードで伸びています。この63万人というのも入国統計ですので、実際には東京などトランジットで来ているお客さんも



いらっしゃっていますので、もっとふえていると思います。そういう方々が那覇から宮古、八重山、もしくは直接来たり、あるいはクルーズというものもありますので、そういうお客さんがそれぞれ離島に行きそこで買い物をする、観光施設に行く、宿泊をするという中で、やはり言葉が壁になっている実態が結構出てきていると思います。そういうことで、何とか県として支援してほしいという思いで、そういう要請につながっていると思います。こちらのほうも、語学の支援については、今までホテルや観光業界がプランをつくって支援するという仕組みをとったのですが、観光業界も忙しくてなかなか自分たちの語学の人材育成のプランまでつくりきれないということがありましたので、そのことを踏まえて、今、コンベンションビューローのほうで講師やメニューを登録し、自分たちのあいているときにいつでも使ってくださいというような使いやすい仕組み、できるだけ語学研修の効果が高まるような仕組みに制度を変えて取り組んでいるところです。

**○座喜味一幸委員** わかるのですが、要するに要請が上がっているからにはもう少し具体的に、例えば、石垣市におけるクルーズ船、あるいは石垣空港を使って台湾を含めた外国人観光客がふえているという数字があって、現地ではどういふことで支障があるのか、それに向かった人材育成など、具体的に何を彼らが求めているのかという現状を把握しているのかという意味なのですが、これは個別地域における課題なのだから、そういう具体的な把握の上で一この処理方針が議会でも聞いた話になっているので、離島の観光の課題としてもう少し突っ込んで議論して、現状の把握や分析、対策を示してもいいのではないかと期待をしているのです。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 毎年度、宮古や石垣、久米島に私と観光政策課、観光振興課、そしてコンベンションビューローと一緒に現地に行って、その市町村の方や協会の方、業界の方と一緒に意見交換をして、向こうの生のニーズも聞きながら進めているところです。あとは、今おっしゃるようなもう少し踏み込んだ具体的な分析にも取り組んでいきたいと思います。

**○座喜味一幸委員** 具体的にタクシーの運転手あたりに聞いた話だと、例えば、中国語でどこどこへ買い物に行きたいというお客さんが来たときに、タクシーの運転手はほとんど中国語なんてしゃべれませんので、そういうニーズに対して即時に対応できるような外国語サービスの整備がされているのか。タクシーの運転手からあるチャンネルを紹介され、そこで通訳でき、何らかの用務が達

せられるようなシステムの構築ができていないかと私は思っているのですが、それはどうですか。

○前原正人観光振興課長 多言語コールセンターというものを県で運営しております。タクシーの乗客からのコールを受けて対応しているという事例はあるようです。ただ、その多言語コールセンターにしても、タクシーの乗務員を対象にした人材育成にしても、やはりある程度の限界があるのではないかと考えており、本会議で部長も答弁しておりましたが、場合によっては新しいITのシステム、新しい技術の導入も考えるべきかと思っております。

○座喜味一幸委員 タブレットの活用の話は当然だと思っておりますが、外国の方が来てタクシーに乗った場合に、中国語だったら何とか用が済めるけれども、今言った多言語コールセンターでも用が達せられる場合があると聞いているので、そうであればタクシー協会あたりと連携しながら、離島など人材の少ない地域で何らかの形で暫定的な処理ができるぐらいのコールセンター機能というものは持てないのかということを知りたいのです。そういう具体的な取り組みをしないと、沖縄の外国語認定の通訳士を育てていくのには時間がかかりますので、そういう時間をかけた中長期的な考え方と、当面として来ている観光客に対するサービスの満足度をどう高めていくかという意味で、その機動力のある対応というものが求められていませんか。儀間委員も言っていますが、国際通り、クルーズ船の来る週3回ぐらいは我々も歩けないぐらいいっぱいいます。そういう人たちがタクシーに乗ったり、何なりして需要が出ているような気がしているので、そういう対策が要るのではないですか。特に離島には、今みたいなある程度の多言語コールセンターらしきものがもう少し充実できないか、できればタクシーにタブレットがあり、これを簡単な操作をしてもらえばある程度の答えが出るというぐらいのシステム化ももちろんやらないといけません。こういうことを具体的にしていかないと、余りにも県全体の話ばかりで地域の要請に答えていないのではないかとと思うのですが、どうですか。

○前原正人観光振興課長 先ほど申し上げました多言語コールセンターですが、これは県内のどの地域からでも朝9時から夜9時までの間、英語、中国語、韓国語で通訳をします。これは、タクシーやレンタカーといったところにはパンフレットを配布するようにしていますが、まだまだ周知が足りないところがあります。昨年も6200件程度利用いただいておりますが、もっと周知させていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 要するに周知度が低く、以前聞いてみたところタクシーの運転手はほとんどわからないし、コールセンターの利用量はほぼ24時間やっている割に二、三千回ということが2年前にはあったので、タクシーの運転手などもこのコールセンターの所在がわかれば、タクシーをおりて人からものを聞かないでもいいと思うくらい—その回数を高めていくということが当面の課題だと思っているので、その辺についてはもう少し普及したほうがいいと思いますが、どうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今委員からあるように、やはり中長期的に抜本的な改善のための取り組みということと、当面何らかの形でサービスを高めて満足してもらえようような対応ということは工夫しないといけないと思っていますので、今のコールセンターの普及をどう高めていくかということとは、もう少し簡単なペーパーやタブレットといったもので、会話がなくても示しながらやりとりできるような方法がないのか、このあたりも含めて検討を進めていきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 もう一点だけ。観光振興は今1000万人の実現性が見えてきているのですが、国家戦略特区の中でも沖縄県は観光振興特区だと私は認識をしています。この国家戦略特区の中の我々が言っている観光振興のための特区は何なのか。その特区というものは、どう骨組みをつくって先進的な観光地として観光振興をしようとしているのか、今県がやっているこの国家戦略特区の仕組みは大事だろうと思うのですが、わからないのでこの辺を教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 国家戦略特区は現在6地域が指定されていまして、沖縄の場合には国際観光拠点というタイトルで認定されています。基本的な考え方は、民間の事業を活性化するために規制になっているものを緩和していくということが趣旨です。そういうことから、観光業界がビジネスを進める上で支障となっている規制を緩和していこうということで、現在エリアマネジメントなど幾つか既に規制緩和されているものがありまして、その規制緩和されているものを国のほうで公募して、それを使う業者を募るといような仕組みです。沖縄県の場合にも、国が既に規制緩和をしているものの中で沖縄として使えるものがないかという検討を業者と一緒に詰めているところです。あわせて、既に示されているメニューだけではなく、沖縄県としてさらに規制緩和してほしいものがあれば要望し、その要望が国のほうに認められればその

規制緩和もやっていくということですので、流れとしては今既に規制緩和されているものを県が活用するということと、追加のものを県のほうで盛り込んで国に要望していくということになります。

**○座喜味一幸委員** せっかくですから、今規制緩和された主要項目について教えてください。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 現在、初期メニューとして国で既に法律改正して規制緩和しているのものでは、タイトルとしてまず都市計画づくりということで、容積率を今よりも緩和する。それからエリアマネジメント、旅館業法関連、そして教育として公設民営学校、雇用として雇用条件、医療として外国医師、病床、保険外併用、医学部検討、歴史的建築物である古民家の活用、農業としては農業委員会に関するもので信用保証、農家レストラン、農業生産法人等、ビジネスをする上で必要なものについて規制緩和されているという状況です。

**○座喜味一幸委員** 今の話はいつまでにどういう形で進めていくのですか。早目にメニューをつくって固めて法律改正の中に入れていくということになると思いますが、地域によって進みぐあいが違うらしく、我々沖縄はどこまで進んでいるのか見えなかった部分があって、今聞いたら作業は進んでいると思ったのですが、いつごろをめどにして固めていくのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 県としては、今月の中旬から下旬あたりに地域会議というものを開いて、その中で地域計画というものを諮っていくことになります。それを中旬から下旬あたりに開きたいということで国と調整をしているところです。その中に今ある初期メニューの中で県として使いたいもの、県内の企業で使えるものを選択して織り込んでいくということと、もう一つ、このメニューにはないのですが、新たに沖縄として規制緩和してほしいものを、それにプラスアルファして要望していくという流れになります。

**○座喜味一幸委員** 沖縄の観光特区が国際物流と含めて知事の承認で地域指定できるという拡充がありましたよね。それと特区の関係はどうなりますか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今の国際物流や金融の特区というものはそれぞれエリアが決まっており、その中でビジネスをするときに所定の税制の優

遇などが受けられるという仕組みなのですが、この部門については沖縄全体が対象になります。その沖縄全体に対して国のほうで規制緩和したものがあれば、県内の企業がこの規制緩和を使いたいと手を挙げれば使うことができるというような内容になります。

○座喜味一幸委員 もう一点だけ。先ほど容積率の話も出ていましたが、この租税効果等に関する特例というものの可能性もあるのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 基本は規制緩和ですので、国の目指すところは規制緩和をしてビジネスを起こしていくということで、今の税制の優遇については対象になっていませんが、他の自治体でそれもあわせてやってほしいという要望を上げているところはあります。

○座喜味一幸委員 これは今後の検討メニューになるのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今後国が新たに追加するメニューの中にそういったものが織り込んでもらえるのかどうか、これからは国の判断になるかどうかと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第10号沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第10号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第12号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第12号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案及び乙第11号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

乙第9号議案及び乙第11号議案の条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案及び乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第22号議案から乙第24号議案までの議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案から乙第24号議案までの議決議案3件は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情38件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程を議題に追加することについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別紙審査日程案のとおり  
行うことで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月15日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章

